

松野町公共施設等総合管理計画

～みんなが豊かに暮らせるまちを目指して～

平成 29 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）

松野町

目 次

| | |
|--|--------|
| 第1章 はじめに..... | - 1 - |
| 第1節 目的..... | - 1 - |
| 第2節 本計画の位置付け..... | - 1 - |
| 第2章 松野町の現状と課題..... | - 3 - |
| 第1節 概要..... | - 3 - |
| 第2節 人口の動向と将来予測..... | - 4 - |
| 第3節 産業..... | - 5 - |
| 第4節 財政状況..... | - 6 - |
| 第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し..... | - 9 - |
| 第1節 対象施設..... | - 9 - |
| 第2節 有形固定資産減価償却率の推移..... | - 12 - |
| 第3節 過去に行った対策の実績..... | - 13 - |
| 第4節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計、長寿命化型更新費用推計）..... | - 14 - |
| 第5節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）..... | - 21 - |
| 第6節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）..... | - 23 - |
| 第7節 公共施設全体（将来の更新費用の推計）..... | - 24 - |
| 第8節 公共施設等の中長期的な経費の見込み等..... | - 25 - |
| 第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針..... | - 26 - |
| 第1節 庁内の推進体制..... | - 26 - |
| 第2節 計画期間及び計画のフォローアップについて..... | - 26 - |
| 第3節 公共施設における現状と課題..... | - 27 - |
| 第4節 基本方針..... | - 28 - |
| 第5節 公共施設等の維持管理方針..... | - 30 - |

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 - 33 -

第1節 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針 - 33 -

第2節 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針 - 53 -

第3節 企業会計施設の管理に関する基本的な方針 - 59 -

第6章 おわりに - 61 -

第1節 本計画のまとめ - 61 -

第2節 今後について - 61 -

参考文献等 - 62 -

1. 四捨五入による端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります。
2. 各表やグラフ中の年度表記において、「S」は昭和、「H」は平成、「R」は令和を表しています。

第 1 章 はじめに

第 1 節 目的

現在我が国では、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等の老朽化が社会的にも問題視され、早急に対策を立てていくことが求められています。老朽化が進み、耐用年数を超過する建物に対しては今後、大規模改修や修繕、建替えといった対策が必要不可欠となります。これに加えて、南海トラフの地震活動の長期評価¹においては、地震の 30 年発生率は 70～80%で、東日本大震災に匹敵する規模の地震発生の可能性が示唆されていることから、耐震化の促進についても併せて求められています。

一方で、景気の低迷や少子高齢化などの社会情勢により、社会保障関係費は増加傾向にありながらも税収の増加は見込めず、財政状況は極めて厳しさを増しています。

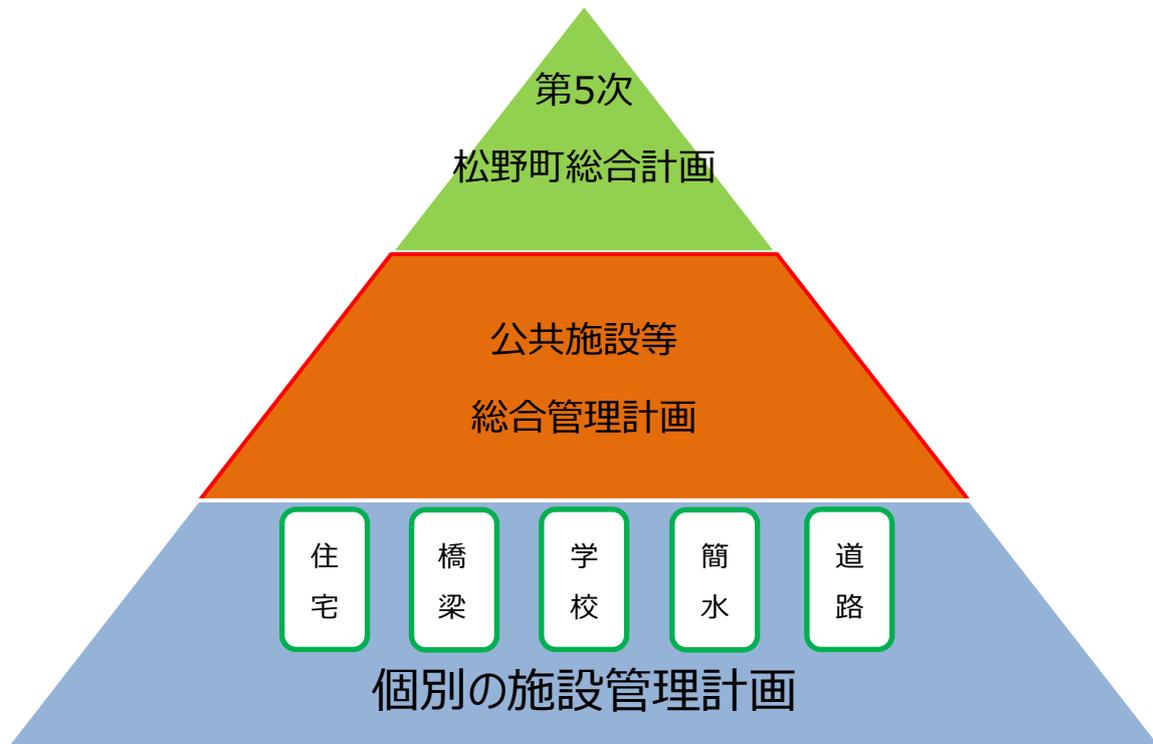
これらの現状を踏まえた上で、限られた財源の中で公共施設等における適正な維持管理を計画的かつ長期的に行い、併せて町民ニーズにも応じられるよう、平成 28 年度に本計画を策定しました。さらに、国より個別の施設ごとの実行計画を策定することが求められていたことから、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画・長寿命化計画の内容やこれまでの取組内容を踏まえ、令和 3 年度に本計画を改訂します。

第 2 節 本計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第 5 次松野町総合計画」（平成 28 年 3 月）を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、今後策定を予定している個別の公共施設に関する計画については、本計画を上位計画と位置付け、本計画の方針との整合性を確認するものとします。

¹ 地震調査研究推進本部 長期評価による地震発生確率値の更新について 令和 4 年 1 月 13 日

図表 1-1：松野町 公共施設等総合管理計画 体系図



第2章 松野町の現状と課題

第1節 概要

本町は、愛媛県の西南部、四国山脈西南部の太平洋側斜面に開けた鬼北盆地に位置し、鬼ヶ城山系や戸祇御前山系など 1,000m級の山岳に囲まれています。東は宇和島市・北は鬼北町、西及び南は高知県四万十市と四万十町に接する県境の町です。町の面積は 98.45 平方キロメートルで、昭和 30 年に町村合併促進法の適用を受けて松丸町と吉野生村が合併し松野町が発足して現在に至っています。町の面積のおよそ 84%が山林・原野に占められるなど、急峻な地形が多く、わずかな耕地や宅地は、主に四万十川の支流である広見川・目黒川の流域に開けています。広見川は四万十川の最も大きな支流の一つで、町内の中央部を貫流しています。南部を流れる目黒川の源流部分には、足摺宇和海国立公園に指定されている滑床渓谷があり、滝や深淵、奇岩が連続する清流の美しさが知られています。

公共交通機関としては、鉄道とバスがあります。鉄道交通の JR 予土線は町内に 3 つの駅があり、バス交通は宇和島自動車と町営のバスが運行しています。また国道 381 号線が町の北西から南東にかけて貫いており、宇和島市と四万十地域を結んでいます。

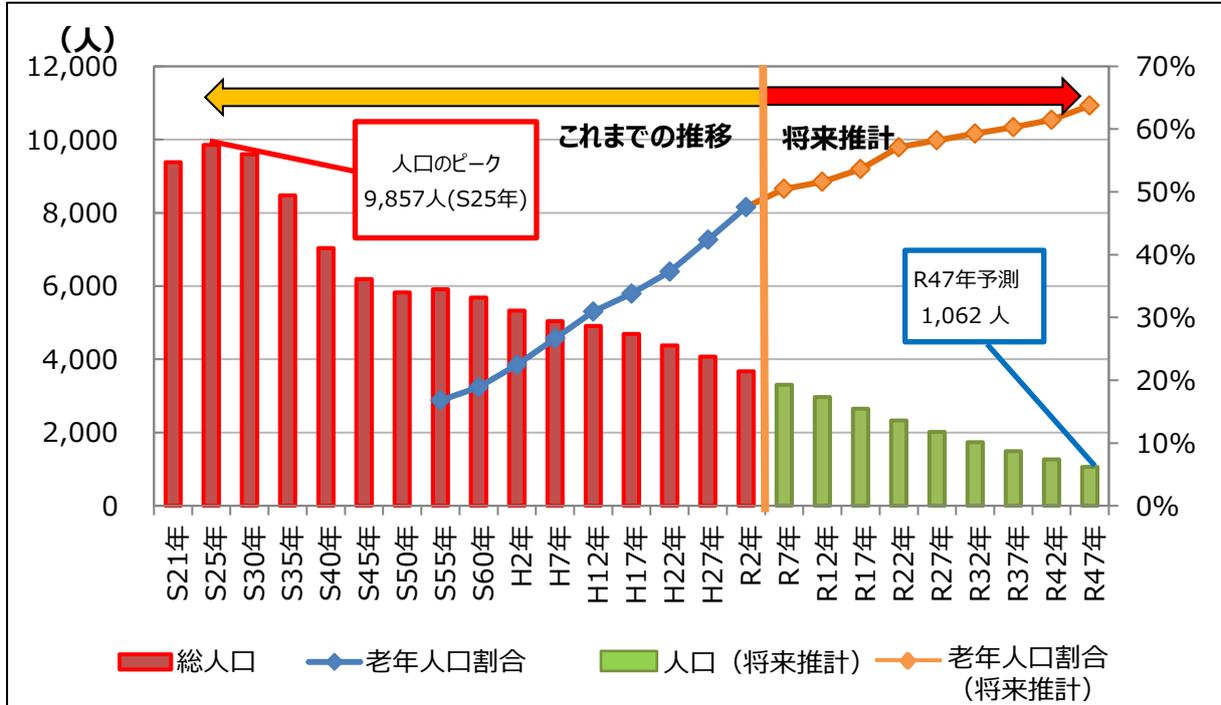


第 2 節 人口の動向と将来予測

現在、日本全体が本格的な人口減少社会に突入し、特に地方における人口減少と、高齢化は顕著となっています。今後もこの傾向は続き、我が国の総人口は減少を続けるものと考えられます。町においてもこの問題は深刻なものとなりつつあり、人口構成の変化に合わせて町民ニーズも変化していくと考えられます。このように、人口の減少や人口構成の変化に応じた町民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させる必要があります。

図表 2-1（4 ページ参照）は、総人口と高齢化率の推移及び将来推計を示しています。これによると、本町の人口は、昭和 25 年の 9,857 人をピークに一貫して減少が続いており、平成 27 年では 4,072 人となっています。一方で高齢化率は、昭和 55 年が 16.8%であったのに対して、令和 2 年には 47.5%と 2.8 倍に増加しており、高齢化が急速に進んでいます。今後も人口の減少と高齢化率の上昇は進行していくと予測されています。人口は令和 47 年には 1,062 人まで減少し、高齢化率は令和 47 年には 63.8%と高い水準で推移すると予測されています。これらのことから、今後町民ニーズが変化していくことを踏まえて、利用者が減少し使用頻度の低下した施設や、公共サービスのあり方も、見直すことで公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれます。

図表 2-1：総人口と高齢化率の推移及び将来推計



(人口ビジョン (令和 2 年までの数値は各年の各年国勢調査、
将来推計は国立社会保障・人口問題研究所推計パターン 1 の推計値から))

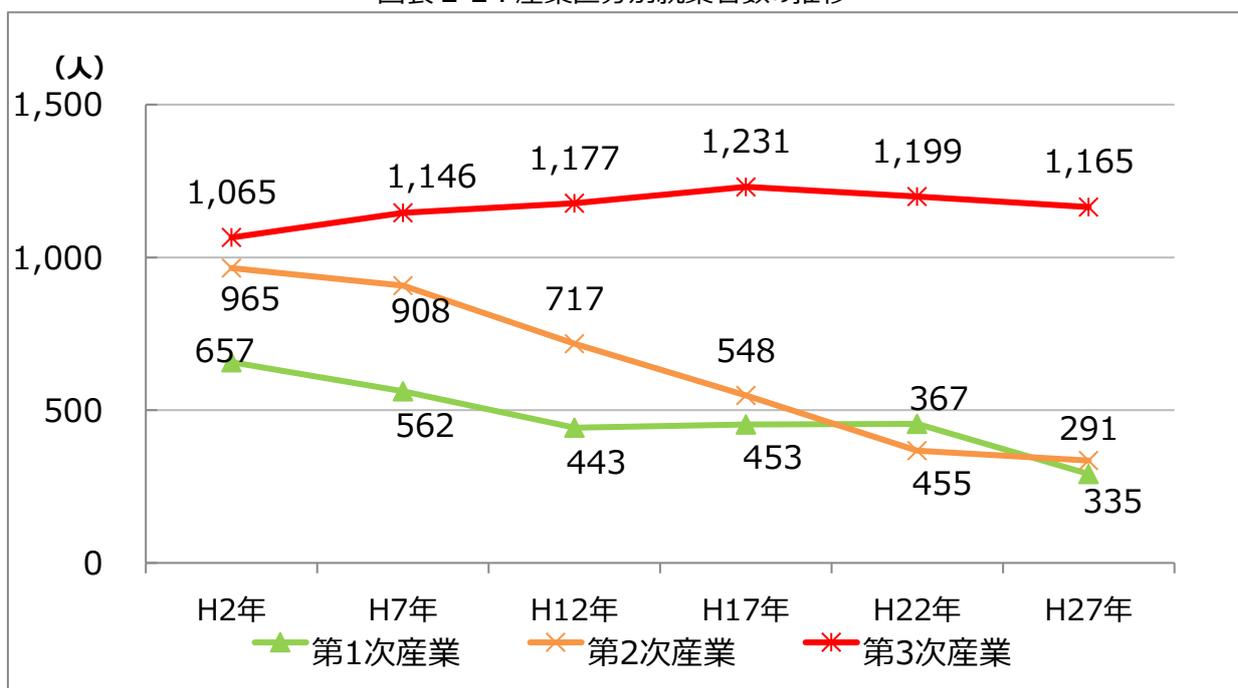
第3節 産業

松野町の主要産業は、米・野菜・果樹などを生産する農業で、専業・兼業の400戸余りの農家がこれを支えています。しかし、全般に経営規模が零細で労働生産力が低い上に、過疎化高齢化の進行による労働力の低下、国際化による価格競争の激化などにより農家戸数は年々減少を続けています。また、有害鳥獣による農作物被害の増大は農家の生産意欲を低下させるとともに、耕作放棄地の増加も目立ちはじめ、農地の荒廃が進む要因ともなっています。また、林業についても輸入木材との競合など様々な要因で木材価格の下落が続き、林業所得の低迷によって森林の適切な管理が困難になってきています。このように、社会経済情勢の波を受けて衰退が一番激しい産業が農林業であると言え、このままの状態では新規就農者が確保できなければ、地域の経済を支えてきた農林業の消失、ひいては農林業を基幹として成立していた地域社会そのものの消滅という最悪の事態も生じ得ると考えられます²。

図表 2-2 は本町の産業区分別就業者数の推移を示しています。本町の産業別就業人口は第3次産業が最も多く、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成17年をピークに減少しています。第2次産業は平成2年以降減少傾向にあり、平成27年の就業人口は、昭和60年と比べて37.1%となっています。

第1次産業は、昭和60年以降減少傾向にありましたが、平成12年から平成22年まで横ばい状態を維持した後、平成27年に再度減少しています³。

図表 2-2 : 産業区分別就業者数の推移



松野町人口ビジョン (数値は各年国勢調査)

² 松野町第5次総合計画 (平成28年6月)

³ 第2次松野町人口ビジョン (令和2年3月)

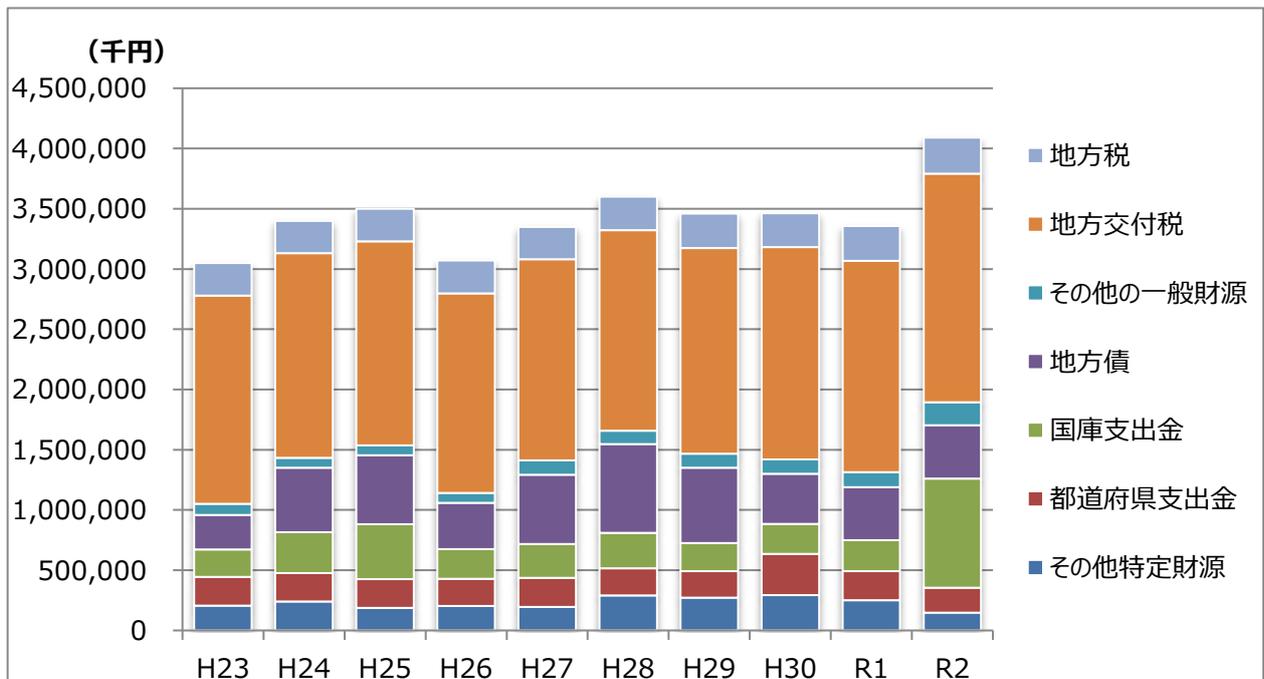
第4節 財政状況

2.4.1 歳入

図表 2-3 には歳入決算額の推移を示しています。通常、30～35 億円前後で推移していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症に関する様々な支援策の実施により、財源として受け入れた国庫支出金等が増加しています。本町の歳入のうち自主財源が占める割合は低く、地方交付税や国庫支出金・県支出金などの依存財源が大半を占めているため、国や県の動向に左右されやすい財政基盤となっています。

図表 2-3：歳入決算額の推移（千円）

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般財源 | 2,092,570 | 2,049,428 | 2,045,613 | 2,013,196 | 2,057,352 | 2,055,539 | 2,108,718 | 2,162,024 | 2,167,669 | 2,386,886 |
| 地方税 | 270,564 | 267,855 | 271,206 | 274,785 | 267,773 | 280,046 | 285,423 | 280,572 | 290,514 | 297,638 |
| 地方交付税 | 1,727,828 | 1,698,220 | 1,692,362 | 1,654,067 | 1,669,700 | 1,663,573 | 1,707,019 | 1,761,955 | 1,751,985 | 1,897,047 |
| その他の一般財源 | 94,178 | 83,353 | 82,045 | 84,344 | 119,879 | 111,920 | 116,276 | 119,497 | 125,170 | 192,201 |
| 特定財源 | 957,671 | 1,349,747 | 1,455,142 | 1,058,135 | 1,291,313 | 1,545,743 | 1,351,013 | 1,300,326 | 1,189,779 | 1,702,502 |
| 地方債 | 285,218 | 533,871 | 574,443 | 383,050 | 573,748 | 734,725 | 624,629 | 416,511 | 440,671 | 442,168 |
| 国庫支出金 | 227,197 | 340,425 | 455,439 | 245,182 | 281,129 | 294,766 | 234,819 | 249,729 | 256,207 | 905,226 |
| 都道府県支出金 | 238,833 | 234,264 | 238,204 | 227,339 | 241,697 | 226,328 | 218,169 | 341,594 | 242,915 | 207,225 |
| その他特定財源 | 206,423 | 241,187 | 187,056 | 202,564 | 194,739 | 289,924 | 273,396 | 292,492 | 249,986 | 147,883 |
| 歳入合計 | 3,050,241 | 3,399,175 | 3,500,755 | 3,071,331 | 3,348,665 | 3,601,282 | 3,459,731 | 3,462,350 | 3,357,448 | 4,089,388 |



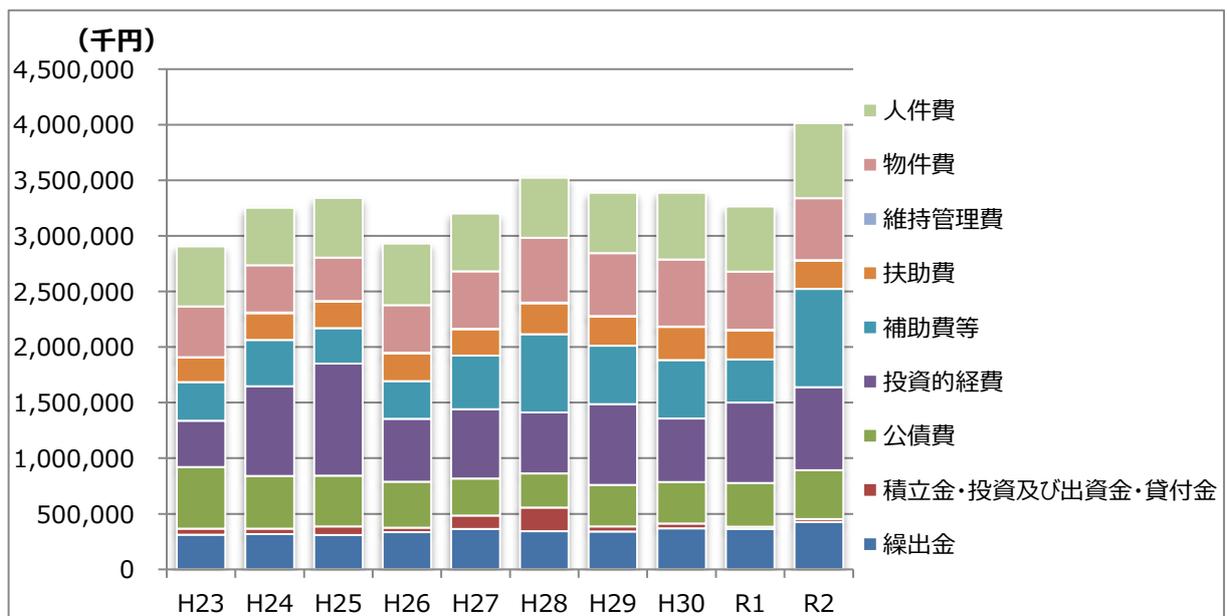
(松野町 決算状況カード及び決算統計から作成)

2.4.2 歳出

図表 2-4 は歳出決算額の推移を示しています。集中改革プランにおいて、平成 22 年度までに町長・副町長を除く職員数を 67 人以下とする方針を定め、人件費の削減を図ったため、人件費総額は 5 億円台前半で推移しています（令和 2 年度から会計年度任用職員制度の導入により、嘱託職員、臨時職員の賃金体系の見直しを実施し人件費に計上）。また高齢化の進行に伴う社会保障費の増加によって扶助費が増加傾向にあります。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策及び新庁舎建設事業費の増等により、決算額が大幅に増加しています。

図表 2-4：歳出決算額の推移（千円）

| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人件費 | 537,274 | 514,811 | 536,900 | 553,969 | 519,350 | 537,972 | 544,375 | 598,073 | 587,889 | 674,003 |
| 物件費 | 457,360 | 424,855 | 390,465 | 430,079 | 515,476 | 583,289 | 566,545 | 603,654 | 522,176 | 557,797 |
| 維持管理費 | 3,683 | 5,838 | 4,520 | 3,368 | 4,745 | 5,281 | 4,812 | 4,300 | 4,613 | 6,059 |
| 扶助費 | 221,573 | 241,430 | 238,820 | 250,749 | 236,944 | 278,941 | 260,249 | 298,175 | 261,617 | 252,071 |
| 補助費等 | 346,058 | 418,544 | 320,614 | 339,954 | 482,343 | 703,631 | 525,186 | 523,706 | 387,807 | 884,207 |
| 消費的経費 | 1,565,948 | 1,605,478 | 1,491,319 | 1,578,119 | 1,758,858 | 2,109,114 | 1,901,167 | 2,027,908 | 1,764,102 | 2,374,137 |
| 投資的経費 | 415,863 | 805,877 | 1,006,270 | 564,977 | 624,408 | 549,647 | 728,087 | 573,987 | 724,468 | 745,813 |
| 公債費 | 554,597 | 472,813 | 457,543 | 413,403 | 333,919 | 306,644 | 372,337 | 371,035 | 393,281 | 439,481 |
| 積立金・投資及び出資金・貸付金 | 55,004 | 50,034 | 76,240 | 41,396 | 118,835 | 211,296 | 46,803 | 44,354 | 19,817 | 25,525 |
| 繰出金 | 312,692 | 317,356 | 310,371 | 334,050 | 364,121 | 345,022 | 340,693 | 369,273 | 363,592 | 428,111 |
| 歳出合計 | 2,904,104 | 3,251,558 | 3,341,743 | 2,931,945 | 3,200,141 | 3,521,723 | 3,389,087 | 3,386,557 | 3,265,260 | 4,013,067 |



(松野町 決算状況カード及び決算統計から作成)

2.4.3 今後の見通し

今後の歳出見込みとして、後年度ほど、扶助費、公債費、特別会計への繰出金など、義務的な経費が増大し、財政運営が厳しくなることが予想されます。さらに、引き続き少子高齢化の進展により、生産年齢層は減少傾向で推移する見通しであるため、連動して町税収入は減少傾向で推移すると予測されます⁴。また歳入の8割以上を依存財源により賅っているという脆弱な財政基盤により、公共施設へ充てられる予算を確保することがさらに困難となります。

以上のような財政状況を踏まえ、今後の公共施設等の更新（建替え）や維持管理に対して財源配分を適正に行うことが必要になります。公共施設等のコストに関しては、ライフサイクルコスト（LCC）⁵の考え方を適用し、建設時のコストに加え、維持・運営及び改修に必要なコストも含まれます。建物のライフサイクルコストは、規模や用途などによって変化しますが、一例をあげると、建物を建設してから解体するまで60年とすると、建設時の費用の割合は約22.7%、修繕費が約9.6%、改修費が約13.6%、維持管理費が残りの約54.1%を占めます。建築物の解体までの年数や用途などにより割合は変化しますが、60年で解体する場合、建物の建設費を1として、建設費を省いた維持更新費は建設費の約3.4倍となります。

そのため、コストと財政の適正性の面から、本町の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

⁴ 松野町中期財政計画（令和3年5月）

⁵ 建物やインフラの設計費や建設費などの初期投資と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費及び解体処分にかかる費用を合計した、建物やインフラの生涯に必要な総費用のことを指す。

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

本計画で本町が対象とするすべての公共施設等は3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類され、図表3-1のとおりです。なお、本計画の対象施設は、令和3年3月末時点の固定資産台帳に記載されている施設です。

図表3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

| 類型区分 | 大分類 | 中分類 | 主な施設 |
|-------------|------------------|-----------------|----------------|
| 建物系 公共施設 | 学校教育系施設 | 学校 | 小学校・中学校 |
| | | その他教育施設 | 共同調理場 |
| | 社会教育系・文化系施設 | コミュニティ施設 | コミュニティセンター等 |
| | | 集会施設 | 集会所・公民館等 |
| | | 文化施設 | 目黒ふるさと館等 |
| | スポーツ・レクリエーション系施設 | レクリエーション施設・観光施設 | ふれあい交流館等 |
| | | スポーツ施設 | 屋内多目的広場等 |
| | 産業系施設 | 産業系施設 | 松野町総合営農指導拠点施設等 |
| | 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園・こども園 | 保育園 |
| | 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 高齢者共同生活住宅 |
| | | 保健施設 | 保健センター |
| | | その他社会福祉施設 | 隣保館・ふれあいセンター |
| | 医療施設 | 医療施設 | 中央診療所等 |
| | 行政系施設 | 庁舎等 | 松野町役場 |
| | | 消防施設 | 消防車庫等 |
| | | その他行政系施設 | 該当なし |
| | 公営住宅 | 公営住宅 | 町営住宅 |
| | 公園 | 公園 | 河川公園等 |
| | 供給処理施設 | 供給処理施設 | リサイクルセンター |
| その他 | その他 | 旧松野南小学校等 | |

| 類型区分 | 大分類 | 中分類 | 主な施設 |
|-------------|------------|-------------|---------------|
| 土木系 公共施設 | 土木系公共施設 | 道路 | 一級、二級、その他町道 |
| | | 橋りょう | PC 橋・RC 橋・鋼橋等 |
| | | 林道 | 林道 |
| | | 農道 | 農道 |
| | | ため池 | ため池 |
| 企業会計施設 | 上水道（簡易水道）施 | 上水道（簡易水道）施設 | 浄水場・配水管等 |

本町における施設分類ごとの総面積は、以下の表に示します。

図表 3-2：建物系公共施設の保有状況

| 大分類 | 中分類 | 平成 27 年度 延床面積 | 令和 2 年度 延床面積 | 増減 比較 |
|----------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------|
| 学校教育系施設 | 学校 | 12,334 ㎡ | 10,536 ㎡ | △1,798 ㎡ |
| | その他教育施設 | 532 ㎡ | 532 ㎡ | 0 ㎡ |
| 町民文化・社会教育系 施設 | コミュニティ施設 | 2,856 ㎡ | 2,856 ㎡ | 0 ㎡ |
| | 集会施設 | 6,414 ㎡ | 6,347 ㎡ | △67 ㎡ |
| | 文化施設 | 864 ㎡ | 944 ㎡ | 80 ㎡ |
| スポーツ・ レクリエーション系施設 | スポーツ施設 | 3,950 ㎡ | 3,950 ㎡ | 0 ㎡ |
| | レクリエーション施設・観光施設 | 8,911 ㎡ | 7,192 ㎡ | △1,719 ㎡ |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 2,886 ㎡ | 4,490 ㎡ | 1,604 ㎡ |
| 子育て支援施設 | 幼稚園・保育園・こども園 | 1,835 ㎡ | 1,835 ㎡ | 0 ㎡ |
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | 449 ㎡ | 449 ㎡ | 0 ㎡ |
| | 保健施設 | 501 ㎡ | 501 ㎡ | 0 ㎡ |
| | その他社会福祉施設 | 508 ㎡ | 508 ㎡ | 0 ㎡ |
| 医療施設 | 医療施設 | 2,100 ㎡ | 2,100 ㎡ | 0 ㎡ |
| 行政系施設 | 庁舎等 | 1,447 ㎡ | 1,447 ㎡ | 0 ㎡ |
| | 消防施設 | 220 ㎡ | 290 ㎡ | 70 ㎡ |
| | その他行政系施設 | 565 ㎡ | 0 ㎡ | △565 ㎡ |
| 公営住宅 | 公営住宅 | 13,206 ㎡ | 13,876 ㎡ | 670 ㎡ |
| 公園 | 公園 | 81 ㎡ | 53 ㎡ | △28 ㎡ |
| 供給処理施設 | 供給処理施設 | 76 ㎡ | 85 ㎡ | 5 ㎡ |
| その他 | その他 | 1,003 ㎡ | 3,419 ㎡ | 2,416 ㎡ |
| 合計 | | 60,738 ㎡ | 61,410 ㎡ | 672 ㎡ |

図表 3-3 : 土木系公共施設の保有状況

| 大分類 | 中分類 | 平成 27 年度 延長等 | 令和 2 年度 延長等 | 増減 |
|---------|-------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 土木系公共施設 | 道路（道路部面積） | 744,453 m ² | 763,892 m ² | 19,439 m ² |
| | 橋りょう（橋りょう面積） （林道橋含む） | 10,844 m ² | 9,541 m ² （林道橋含む） | △1,303 m ² |
| | 林道（実延長） | 32,856m | 42,400m | 9,544m |
| | 農道（実延長） | 6,553 m | 6,553 m | 0 |
| | ため池（箇所数） | 58 箇所 | 58 箇所 | 0 |

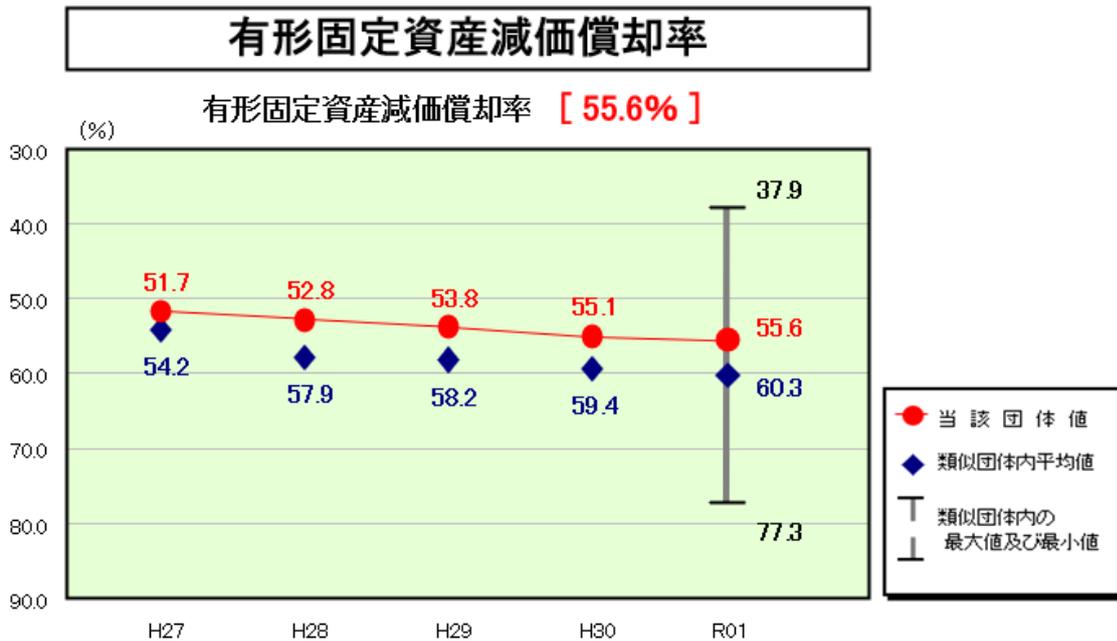
図表 3-4 : 企業会計施設の保有状況

| 大分類 | 中分類 | 平成 27 年度 延床面積・ 延長等 | 令和 2 年度 延床面積・ 延長等 | 増減 |
|-----------------|-------------|--------------------------|-------------------------|-------------------|
| 上水道 （簡易水道）施設 | 管渠延長 | 123,818m | 124,877m | 1,059m |
| | 上水道（簡易水道）施設 | 138 m ² | 137 m ² | △1 m ² |

第 2 節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本町は、類似団体内平均よりも低くなっています。老朽化した施設の集約化・複合化や除却を進めており、引き続き、本計画及び個別施設計画（長寿命化計画）に基づいた施設の維持管理を適切に進めていきます。

図表 3-5：有形固定資産減価償却率及び類似団体平均値推移



令和元年度 財政状況資料集より

第3節 過去に行った対策の実績

本計画策定後に、公共施設マネジメントとして実施した対策は、一例として以下の内容が挙げられます。

図表 3-6：過去に行った対策の一例

| 連番 | 施設名称 | 建物名称 | 延床面積 (㎡) | 実施年度 | 対策の種類 |
|----|----------------------|------------------------|-------------|---------|--------|
| 1 | 国木谷団地 (旧 1 種) | 国木谷住宅 (295 号) | 42.92 | 平成 30 年 | 除却・取壊し |
| 2 | 国木谷団地 (旧 1 種) | 国木谷住宅 (291 号・292 号) | 85.38 | 令和元年 | 除却・取壊し |
| 3 | 延野々団地 (1 種) | 延野々住宅 (1-3 号) | 35.39 | 平成 30 年 | 除却・取壊し |
| 4 | 延野々団地 (1 種) | 延野々住宅 (1-6 号) | 35.39 | 平成 30 年 | 除却・取壊し |
| 5 | 延野々団地 (教員住宅 2) | 延野々住宅 (3-10 号) | 64.16 | 令和 2 年 | 除却・取壊し |
| 6 | 延野々団地 (教員住宅 3) | 延野々住宅 (4-1 号) | 50.47 | 令和 2 年 | 除却・取壊し |
| 7 | 延野々団地 (教員住宅 3) | 延野々住宅 (4-2 号) | 50.47 | 令和 2 年 | 除却・取壊し |
| 8 | 延野々団地 (教員住宅 3) | 延野々住宅 (4-3 号) | 50.47 | 令和 2 年 | 除却・取壊し |
| 9 | 林業研修施設 (森の国ロッジ) | 林業研修施設 (森の国ロッジ) | 622.79 | 令和元年 | 売却 |
| 10 | 滑床宿泊研修施設 (森の国ホテル) | 滑床宿泊研修施設 (森の国ホテル) | 1,732.44 | 令和元年 | 売却 |
| 11 | 奥野川消防車庫 | 奥野川消防車庫 | 20.00 | 平成 29 年 | 除却・取壊し |
| 12 | 倉庫 (旧タバコ乾燥場) | 倉庫 | 71.28 | 令和元年 | 除却・取壊し |
| 13 | 倉庫 (旧タバコ乾燥場) | 倉庫 | 6.48 | 令和元年 | 除却・取壊し |
| 14 | 旧松野南小学校 | 旧松野南小学校 | 1,798.03 | 平成 29 年 | 統廃合 |

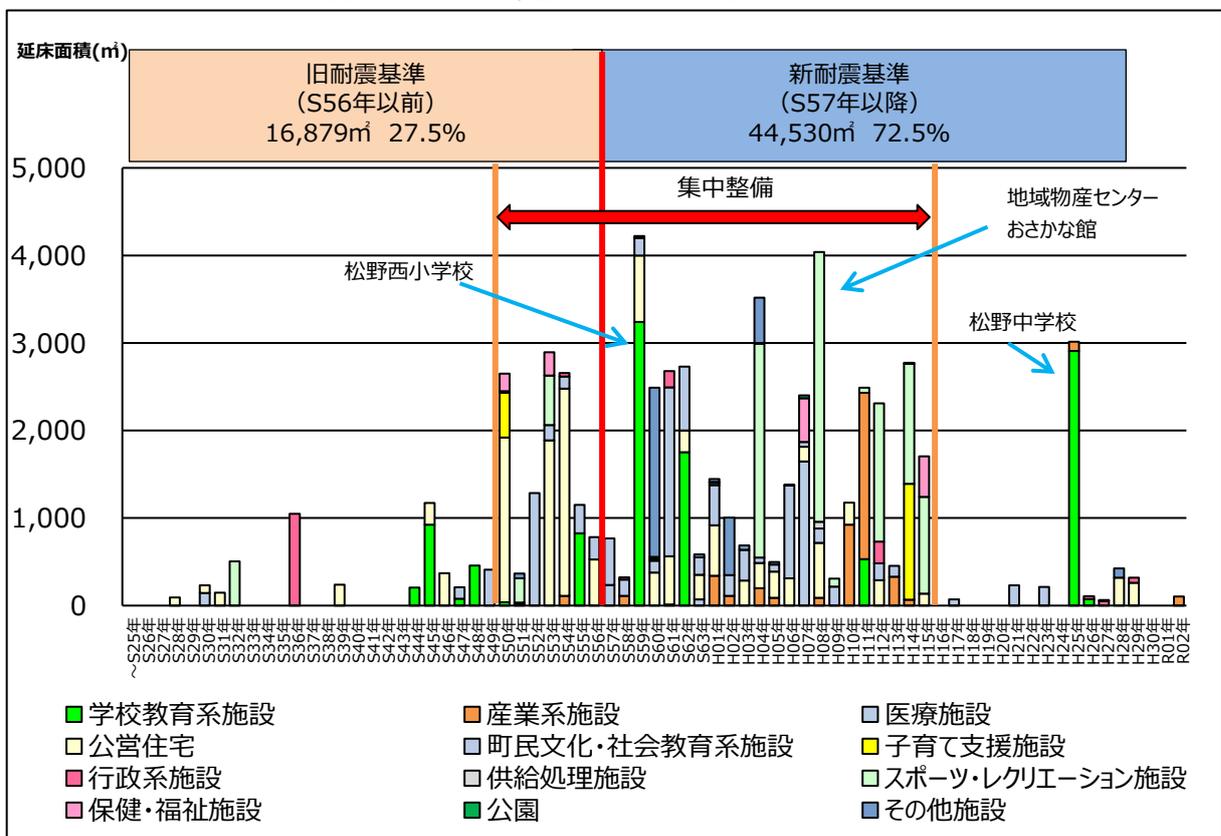
第 4 節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の推計、長寿命化型更新費用推計）

3.4.1 建築系公共施設の建築年度別整備状況

図表 3-7 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、昭和 50 年から平成 15 年の期間に公共施設を集中して整備してきたことがわかります。

昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震化基準で建築された施設は、全体の 27.5%と約 3 割を占めています。なお、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、施設の老朽化が懸念されます。

図表 3-7：建物系公共施設 築年別整備状況

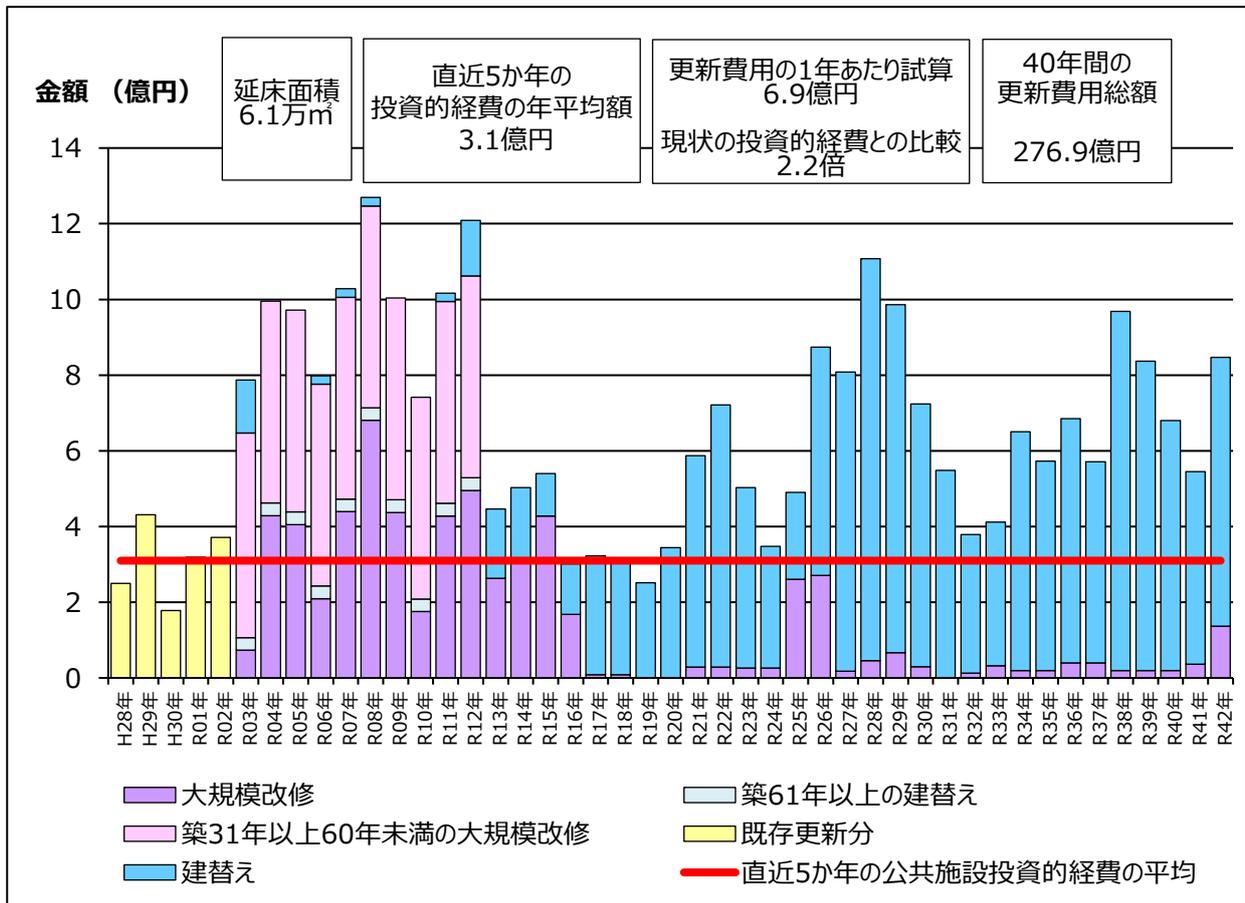


(※総務省 公共施設等更新費用試算ソフト ver.2.10 により算定)

3.4.2 従来型推計

図表 3-8 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合、今後 40 年間で 276.9 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 6.9 億円かかる試算です。直近 5 年間の公共施設にかかる投資的経費は、3.1 億円であることから、現状の公共施設にかかる投資的経費の 2.2 倍となります。今後、扶助費や繰出金が増加してゆく現状を鑑みると、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。特に令和 4 年から令和 16 年にかけては大規模改修が、令和 26 年から令和 42 年にかけては建替えが必要となる施設の増加がそれぞれ予想されるため、施設の統廃合、既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した施設の在り方についての検討が必要となります。

図表 3-8：建物系公共施設の更新費用推計結果



令和 2 年度末時点 固定資産台帳を基に推計

更新費用の試算に当たっての設定条件は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額事業費ベースでの計算とします。
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。
- 計算方法
耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積などで更新すると仮定して計算します。
延べ床面積×更新単価
- 更新単価
既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定した単価を使用します。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料などについては含むものとして想定しています。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとします。
- 大規模改修
建設後 30 年で行うこととします。
- 地域格差
地域差は考慮しないものとします。
- 経過年数が 31 年以上 50 年までのもの
今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとして計算します。
- 経過年数が 51 年以上のもの
建替え時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えるものとして計算します。
- 耐用年数が超過しているもの
今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。
- 建て替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算します。

総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価を以下のとおりです。

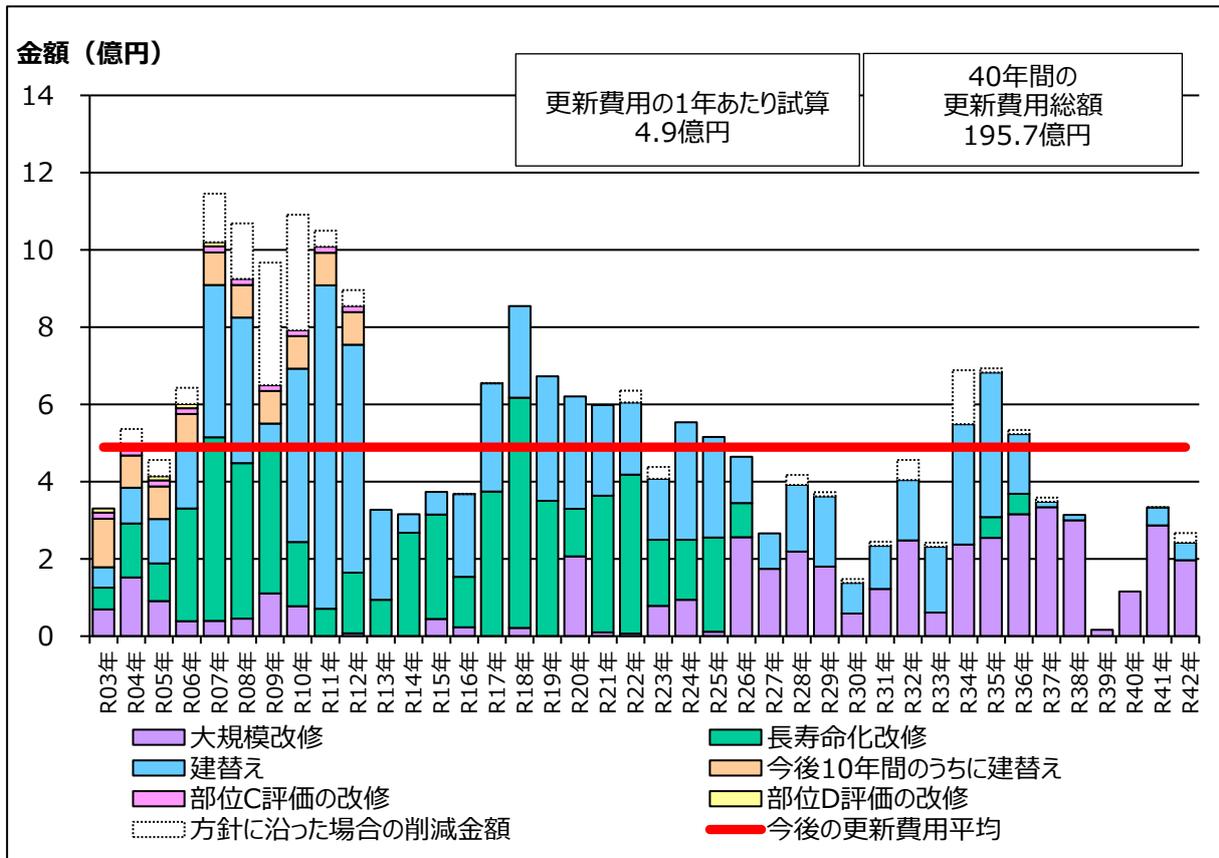
図表 3-9：総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価

| 施設用途 | 大規模改修単価 | | 建替え単価 | |
|------------------|---------|---|-------------|------|
| 学校教育系施設 | 17 万円/㎡ | | 33 万円/㎡ | |
| 町民文化系施設 | 25 万円/㎡ | | 40 万円/㎡ | |
| 社会教育系施設 | 25 万円/㎡ | | 40 万円/㎡ | |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 20 万円/㎡ | | 36 万円/㎡ | |
| 産業系施設 | 25 万円/㎡ | | 40 万円/㎡ | |
| 子育て支援施設 | 17 万円/㎡ | | 33 万円/㎡ | |
| 保健・福祉施設 | 20 万円/㎡ | | 36 万円/㎡ | |
| 医療施設 | 25 万円/㎡ | | 40 万円/㎡ | |
| 行政系施設 | 25 万円/㎡ | | 40 万円/㎡ | |
| 公営住宅 | 17 万円/㎡ | | 28 万円/㎡ | |
| 公園 | 17 万円/㎡ | | 33 万円/㎡ | |
| 供給処理施設 | 20 万円/㎡ | | 36 万円/㎡ | |
| その他 | 20 万円/㎡ | | 36 万円/㎡ | |
| 施設用途 | 更新年数 | | 更新単価 | |
| 道路 | 15 | 年 | 4,700 | 円/㎡ |
| 橋りょう(コンクリート構造) | 60 | 年 | 425 | 千円/㎡ |
| 橋りょう(鋼構造) | 60 | 年 | 500 | 千円/㎡ |
| 上水道 | 60 | 年 | 100~ 923 | 千円/m |
| 下水道 | 50 | 年 | 124 | 千円/m |

3.4.3 長寿命化型推計

図表 3-10 は、建物系公共施設において、予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を算出しています。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とします。また、個別施設計画策定時に行った劣化状況調査を踏まえて、推計に反映しています。長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、1 年当たり 4.9 億円かかる見込みとなりました。従来型の場合より、2 億円の更新費用の削減が見込まれます。

図表 3-10：長寿命化型更新費用推計結果



長寿命化型の更新費用の試算に当たっての設定条件は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額事業費ベースでの計算とします。
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。
- 計算方法
延べ床面積×更新単価
大規模改修単価：建替えの 2.5 割と想定しこの想定単価を設定する。
長寿命化改修単価：建替えの 6 割と想定しこの想定単価を設定する。
- 更新単価
既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定した単価を使用します。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料などについては含むものとして想定しています。
- 耐用年数
鉄筋コンクリート造、鉄骨造は長寿命化を図り 80 年とする。
- 大規模改修
建設後 20 年、60 年で行うものとする。ただし、建替え、長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない。
- 長寿命化
建築後 40 年で行うものとする。改修等の実施年を過ぎたものは、今後 10 年以内に行うものとして計算。
- 部位修繕
個別施設計画策定時に行った劣化状況調査において、施設の部位が、C または D 評価であった場合は、部位修繕の対策金額を反映。対策金額の算出方法は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」（文部科学省）に準ずる。
C 評価の部位は 10 年以内（今後 10 年間で均等割）、D 評価の部位は 5 年以内（今後 5 年間で均等割）に部位修繕の実施を行う。

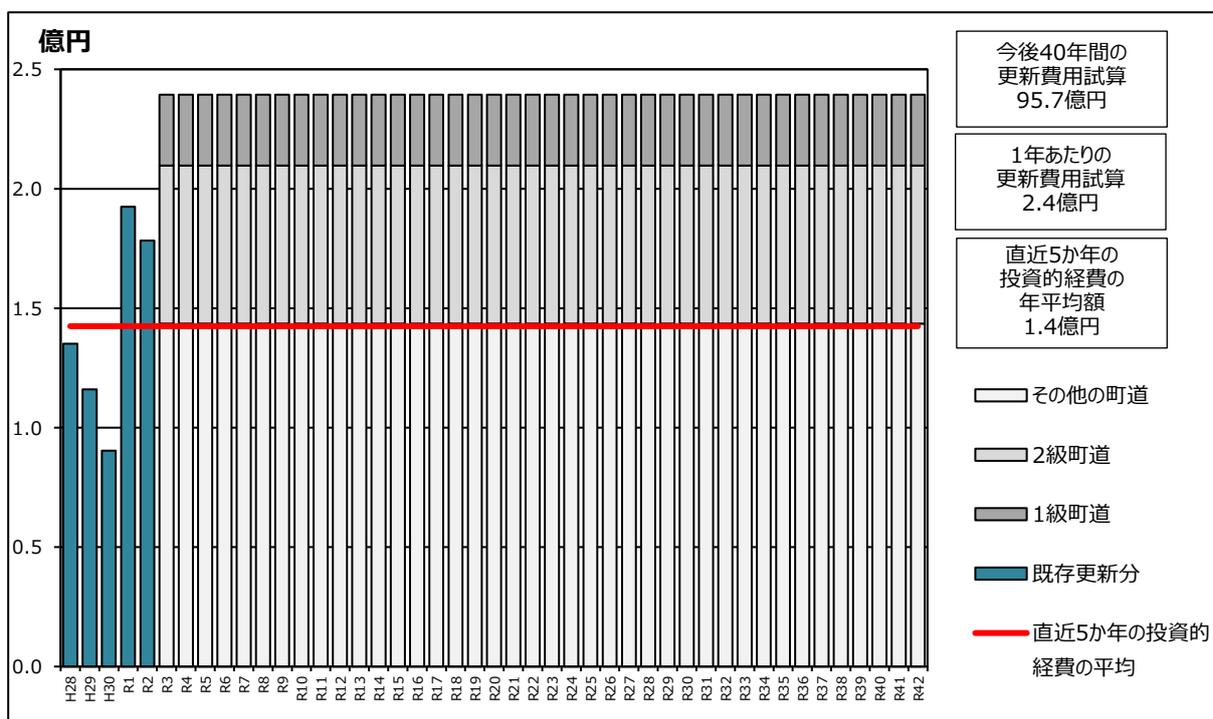
図表 3-11 : 長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

| 施設用途分類 | 大規模改修 | | 長寿命化改修 | | 建替え | |
|---------------------------------------|--------------------|------------|--------------------|----------|--------|----------|
| | 単価 ※建替えの 25% | 改修 時期 | 単価 ※建替えの 60% | 改修 時期 | 単価 | 改修 時期 |
| 町民文化・社会教育系施設、産業系施設、行政系施設 | 10万円/㎡ | 20年 60年 | 24万円/㎡ | 40年 | 40万円/㎡ | 80年 |
| スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設 | 9万円/㎡ | 20年 60年 | 21.6万円/㎡ | 40年 | 36万円/㎡ | 80年 |
| 学校教育系施設、子育て支援施設、公園等 | 8.25万円/㎡ | 20年 60年 | 19.8万円/㎡ | 40年 | 33万円/㎡ | 80年 |
| 公営住宅 | 7万円/㎡ | 20年 60年 | 16.8万円/㎡ | 40年 | 28万円/㎡ | 80年 |

第 5 節 土木系公共施設（将来の更新費用の推計）

図表 3-12 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 95.7 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 2.4 億円かかる試算です。直近 5 か年度の投資的経費の平均額は約 1.4 億円ですので（図表 3-12 の赤線を参照）、現状の 1.7 倍の費用がかかると試算されています。また、図表 3-13 は、本町が保有する道路の延長と道路部面積を示しています。

図表 3-12：道路の更新費用

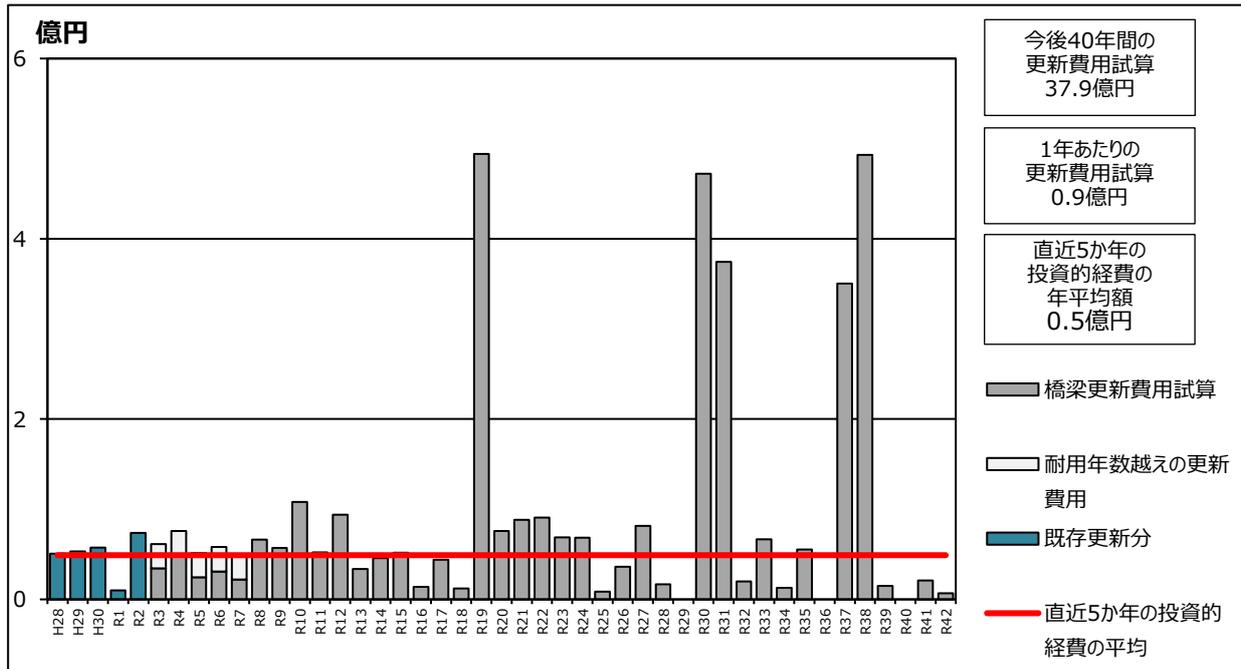


図表 3-13：道路の延長と道路部面積

| 分類 | 延長 (m) | 道路部面積 (㎡) |
|--------|---------|-----------|
| 1 級町道 | 13,816 | 94,775 |
| 2 級町道 | 34,844 | 211,137 |
| その他の町道 | 102,976 | 457,980 |
| 合計 | 151,636 | 763,892 |

図表 3-14 は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する橋りょうについて、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 37.9 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 0.9 億円かかる試算です。直近 5 か年度の投資的経費の平均額は 0.5 億円であるため（図表 3-14 の赤線を参照）、現状の 1.8 倍の費用がかかると試算されています。また図表 3-15 は、本町が保有している橋りょうの上部構造別延長と橋面積を示しています。

図表 3-14：橋りょうの更新費用



図表 3-15：橋りょうの上部構造別延長と橋面積

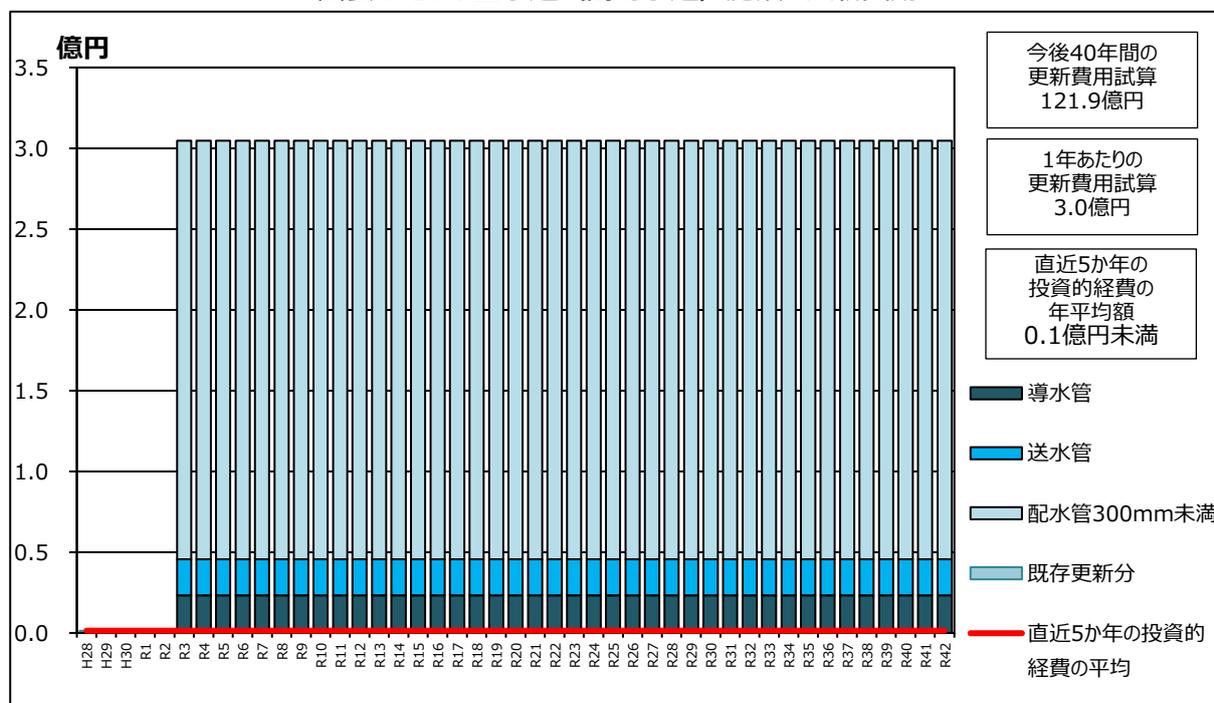
| 種別 | 分類 | 箇所数 | 延長(m) | 橋面積(m ²) |
|----|-------------|-----|-------|----------------------|
| 町道 | 鋼桁橋 | 4 | 132 | 392 |
| | コンクリート床版橋 | 110 | 1,518 | 8,466 |
| | コンクリートアーチ橋 | 2 | 51 | 223 |
| | コンクリートラーメン橋 | 1 | 27 | 81 |
| 林道 | 鋼桁橋 | 2 | 30 | 215 |
| | コンクリート床版橋 | 6 | 39 | 164 |
| 合計 | | 125 | 1,796 | 9,541 |

第6節 企業会計施設（将来の更新費用の推計）

上水道

図表 3-16 は上水道（簡易水道）施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する上水道（簡易水道）施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で121.9億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年3億円かかる試算です。直近5か年度の投資的経費の平均額は約0.1億円未満となっています。（図表 3-16 の赤線を参照）図表 3-17 は、本町における上水道（簡易水道）施設の管路延長を示しています。

図表 3-16：上水道（簡易水道）施設の更新費用



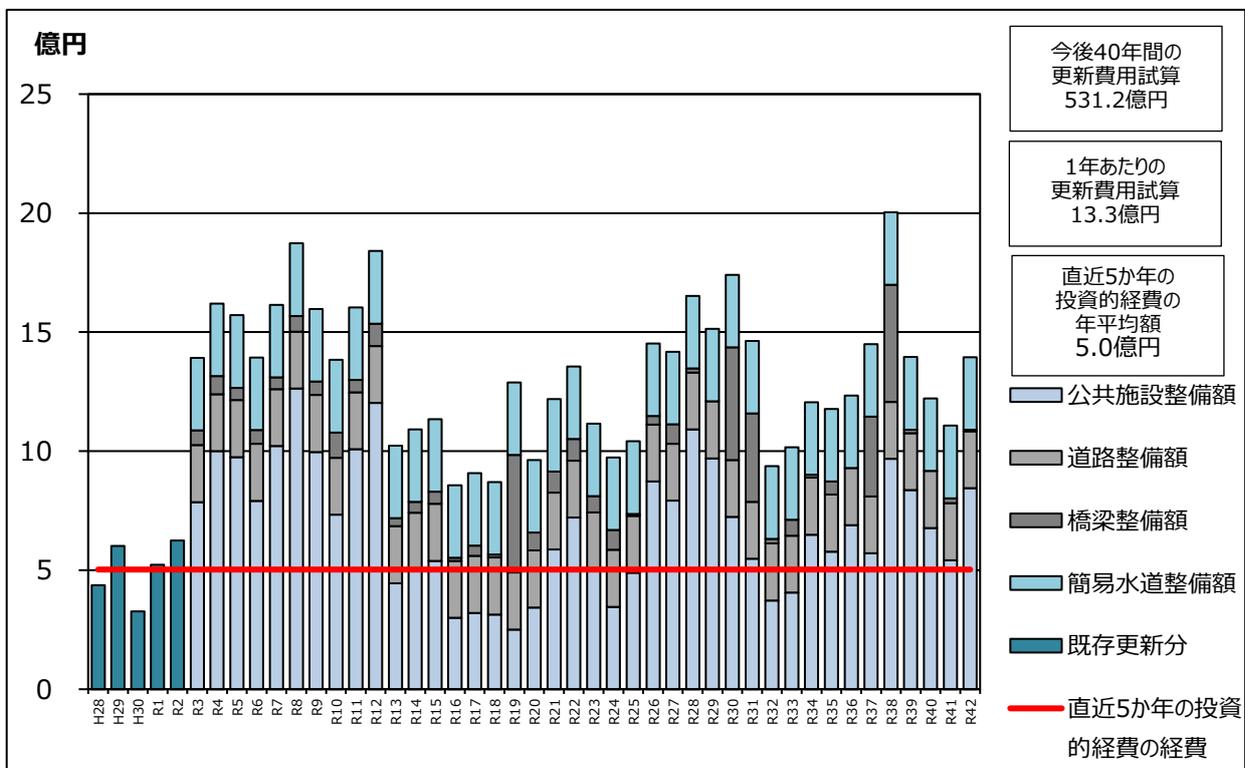
図表 3-17：上水道（簡易水道）施設の管路延長

| 区分 | 種別 | 総量 (m) | |
|--------|-------|--------|---------|
| 企業会計施設 | 上水道施設 | 導水管 | 9,282 |
| | | 送水管 | 8,963 |
| | | 配水管 | 106,632 |

第7節 公共施設全体（将来の更新費用の推計）

図表 3-18 は、建物系公共施設と土木系公共施設、及び企業会計施設全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する建物系公共施設と土木系公共施設、及び企業会計施設全体について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 531.2 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 13.3 億円かかる試算です。図表 3-19 は将来の更新費用と、現状の投資的経費を比較したグラフです。建物系公共施設と土木系公共施設の直近 5 か年の投資的経費は、年平均 5.0 億円であることから、現状の建物系公共施設と土木系公共施設全体にかかる投資的経費の 2.7 倍となり、全体の財源不足額は年間 8.3 億円となります。

図表 3-18：公共施設とインフラ全体の更新費用



図表 3-19：将来の更新費用と現状の投資的経費の比較

| | 建物系 | 土木系 | 企業会計 | 合計 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 【推計】更新費用 (40年間の平均) | 6.9 億円 | 3.3 億円 | 3.0 億円 | 13.2 億円 |
| 【現状】投資的経費 (5カ年の平均) | 3.1 億円 | 1.9 億円 | 0.1 億円未満 | 5.0 億円 |
| 推計と現状の差額 | 3.8 億円不足 | 1.4 億円不足 | 3.0 億円不足 | 8.2 億円不足 |

第 8 節 公共施設等の中長期的な経費の見込み等

令和 2 年度に策定した公共施設個別施設計画では、今後 10 か年の実施計画を作成しました。公共施設個別施設計画や、各施設の長寿命化計画等の実施計画より、今後 10 年間における対策費用集計結果は 58 億円、1 年当たりでは 5.8 億円となりました。

図表 3-20：今後 10 年間の対策費用 一覧

(百万円)

| 施設類型 | 維持管理・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④) (①+②+③) | 耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤) | 長寿命化対策等の効果額(④-⑤) | 現在要している経費(過去 5 年平均) |
|---------|------------|-------|--------|------------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 建物系公共施設 | 50 | 2,586 | 344 | 2,980 | 9,798 | -6,818 | 301 |
| 土木系公共施設 | 0 | 1,328 | 0 | 1,328 | 3,067 | -1,739 | 289 |
| 企業会計施設 | 0 | 0 | 1,451 | 1,451 | 3,074 | -1,623 | 1,623 |
| 合計 | 50 | 3,914 | 1,795 | 5,759 | 15,939 | -10,180 | 2,213 |

公共施設等の中長期的な経費の見込みの試算条件は以下のとおりです。

- 維持管理・修繕 (①)
決算統計の過去 5 年間の維持保守費の平均値より算出
- 改修 (②)、更新等 (③)
各種長寿命化計画、個別施設計画の実施計画より算出
- 耐用年数経過時に単純更新した場合 (⑤)
更新費用推計の 10 年間の費用
- 現在要している経費
決算統計の過去 5 年間の普通建設事業費より算出

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 庁内の推進体制

① 全庁的な取組体制・管理体制の構築

総務課が中心となり、情報の管理や計画の進捗管理を行います。また関係部局との連携を図り、横断的な体制を構築していきます。各担当課においては、所有する建物系公共施設や土木系公共施設の維持管理等を本計画に基づいて実施します。

② 職員の意識改革

全庁的な取組として推進していくために、職員一人一人が問題意識を共有し、また公共施設等マネジメント導入の意義を理解する必要があります。研修会等を通じて職員の意識改革を行い、よりよい町民サービスの提供を目指します。

第2節 計画期間及び計画のフォローアップについて

本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。本計画の内容を推進するためには、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったP D C Aサイクル⁶を機能させることが必要です。

本町では、計画策定後の公共施設マネジメントを推進するために、現在整備中の固定資産台帳データベースを活用します。データベースを活用することで、各課が所管している施設の利用状況やコスト調査の情報を全庁的に共有し、各施設の方向性について検討していきます。

⁶ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことでプロセスを普段のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

第 3 節 公共施設における現状と課題

① 財源の不足

本町では、少子高齢化に伴う税収の減少、扶助費及び公債費の増加、また繰出金の増加により、ますます財政状況は厳しくなっていくものと予想されます。令和 3 年度には老朽化に伴う役場庁舎の建替えを実施するほか、令和 4 年度以降も観光施設の大規模改修などを行う予定があるため、財源はさらに限られてくるものと予想されます。不足する財源は、現在保有している基金を活用していくことにはなりますが、基金活用にも限界があるため、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保はさらに難しくなることが予測されます。そのため、SDG s（持続可能な開発目標）の手法により事業を厳選するほか、財源の確保を図りながら、公共施設等の最適化（集約化・複合化・転用・廃止など）により投資的経費の圧縮に努めることが必要となります。

② 施設の老朽化

建物系公共施設の約 3 割が、旧耐震基準（昭和 56 年以前）で建てられており、施設の安全性や品質が課題となっています。また建物系公共施設の将来の更新費用の推計（15 ページ図表 3-8 を参照）では、令和 3 年から令和 12 年にかけては大規模改修が、令和 26 年から 42 年にかけては建替えが必要となる施設が集中しており、年間の更新費用が 10 億円を超える年もあります。この金額は、直近 5 か年の公共施設にかかる 1 年当たりの投資的経費である 3.1 億円を、大きく上回る試算です。

③ 町民ニーズの変化

本町でも、少子高齢化が進行することにより、人口構造が変化していくことが予想され、それに伴って、公共施設に対する町民ニーズも変化をすることが考えられます。それらの変化を、利用者の年齢層、利用頻度等の情報から読み取り、町民ニーズに合わせたサービスの提供、及び公共施設の利用を考えていく必要があります。その上で、公共施設の量と質を実現していくことが望まれています。

第4節 基本方針

施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、基本方針を以下の内容とします。基本方針の設定に当たっては、建物系公共施設（町民利用施設、行政施設）と土木系施設（都市関連施設）、企業会計施設（簡易水道施設）の3つに大別し、公共施設については、新規整備の抑制、施設の複合化を推進することで施設総量を縮減し、将来の更新費用の低減を目指します。

【建物系公共施設】

(1) 新規整備は原則として行わない

- 長寿命化、維持補修計画などを適正に行い、また既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行いません。
- 町の重要施策実現のために新規整備が必要な場合は、必要性や優先順位、費用対効果を十分に考慮して行うこととします。
- 事業手法としては、PPP⁷/PFI⁸などの民間活力の導入など、幅広く検討します。

⁷ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組の総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

⁸ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(2) 施設の更新時には施設の複合化を検討し、ニーズに応じた機能の存続を図る

- 施設の更新を行う際は、近隣の類似施設との統合や複合化を検討します。また遊休施設の活用、施設機能の複合化などにより、機能を集約しつつ、施設総量を縮減していきます。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化を図ります。また、施設の複合化により空いた土地は、賃貸や売却などにより活用することとします。

(3) 将来の施設の更新費用を縮減する

- 本町の公共施設の更新費用は 40 年間で 276.9 億円を要するという試算がされており、この額は現状の 2.2 倍です。財政状況のますます厳しくなることが予想されるため、施設総量を現状から 30%縮減することを目標とします。
- 総人口が令和 2 年と比較して、令和 27 年までに 45%、令和 47 年までに 71%減少する⁹と予想されていることを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とします。
- 近隣に重複している機能を有する施設（会議室、ホールなど）がある場合については、利用状況やコスト状況を踏まえ、統合・整理を検討します。稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、その上でなお、稼働率が低い場合は、廃止・除却を検討します。
- 改修・更新コスト、維持管理コストを縮減します。
- バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進することにより、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進します。

【土木系公共施設・企業会計施設】

- 現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、改修・更新をバランスよく実施します。
- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進することにより、ライフサイクルコストを縮減します。

⁹ 第 2 次松野町人口ビジョン(令和 2 年 3 月)

第5節 公共施設等の維持管理方針

4.5.1 点検・診断等の実施方針

- 定期的に点検・診断を行い、経年による施設の老朽化や機能低下の状況を把握し、対応が必要な箇所やコストの把握を行います。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し、日常点検を実施する体制を構築します。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策などに活かし、また本計画にも反映していきます。
- 耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うこととします。

4.5.2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 既存の公共施設に対し、点検・診断を実施することによって、長期的な視点で計画的に改修等を行う予防保全型の維持管理に努めます。また、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進します。
- 施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していきます。
- 建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

4.5.3 安全確保の実施方針

- 危険性が認められた建物や設備については、スピード感をもって安全確保の対策を実施するとともに、今後も利用見込みのない公共施設等については、取壊し等も含めて検討します。
- 施設の更新・建替えを検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を十分に検討します。
- 長寿命化や除却¹⁰等を行う際は、地方債の特例措置をはじめとする、国の地方財政措置の有効的な活用を図ります。

¹⁰ 施設の取り壊しを行うこと

4.5.4 耐震化の実施方針

- 昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された建物に関しては、現在の耐震基準を満たしていない場合があります。昭和 56 年の建築基準法の改正以前に建築された施設のうち、今後も長期にわたり使用する可能性があり、多くの町民が利用する施設、災害時の拠点や避難所として指定されている施設等については、順次耐震診断等を実施していきます。

4.5.5 長寿命化の実施方針

- 長寿命化が必要と判断した施設に対しては、その延長期間を一世代相当分（20 年間から 30 年間程度）延長することを目標とします。
- 施設の長寿命化を行う際は、日々の修繕や従来の平均的な更新時期に建替える場合と比べて、ライフサイクルコストの縮減を図ることとし、コストの平準化に努めます。
- 既に長寿命化計画等を策定している施設については、各計画の方針に沿って対応するとともに、本計画との整合性を図ることとします。また策定していない施設（インフラ施設等）についても今後長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストなどを低減することとします。

【策定済みの長寿命化計画等】

- 「松野町水道ビジョン」（平成 23 年度）
- 「松野町舗装修繕計画」（平成 27 年 2 月）
- 「松野町道路法面・盛土・擁壁等修繕計画」（平成 29 年 1 月）
- 「松野町橋梁長寿命化修繕計画」（平成 30 年度）
- 「松野町公営住宅等長寿命化計画」（令和 3 年 2 月）
- 「松野町学校施設長寿命化計画」（令和 3 年 3 月）
- 「松野町林道橋梁長寿命化修繕計画」（令和 2 年 3 月）

4.5.6 統合や廃止の実施方針

- 危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出し、施設を診断します。施設の診断は、施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって行います。
- 公共施設等の統合や廃止では、町民サービスの水準低下を伴うため、それを最小限にする必要があります。公共施設のコンパクト化の施策については、町民、議会等と十分に協議しながら検討していくこととします。

4.5.7 町民との情報共有の実施方針

- 本計画を推進するに当たって、公共施設等を日々利用し、支えている町民との問題意識や情報の共有は不可欠となります。今後も、公共施設等の在り方について、町民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報について、ホームページ等をはじめとする各種広報媒体などを活用し、これまで以上の情報開示に努めることとします。

4.5.8 ユニバーサルデザインの実施方針

- 施設の改修・更新等を行う際は、社会情勢や利用者ニーズの変化を踏まえた上で、多様な人々が利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化に取り組めます。

第 5 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 1 節 建物系公共施設の管理に関する基本的な方針

5.1.1 学校教育系施設

本町の学校教育系施設は、小学校が 2 校、中学校が 1 校、共同調理場が 1 か所となっています。図表 5-1 では対象となる施設、及び基本方針を示しています。

図表 5-1：学校施設系施設の方針

| 学校教育系施設 | | | | |
|----------------------------------|--------------|-----|------------------------|--------------|
| 施設数：4 延床面積：11,067 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：学校 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 松野東小学校 | 教育課 | 2,622 | 昭和 62 年度 |
| | 松野西小学校 | 教育課 | 3,890 | 昭和 59 年度 |
| | 松野中学校 | 教育課 | 4,024 | 平成 25 年度 |
| | 中分類：その他教育系施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 共同調理場 | 教育課 | 532 | 平成 11 年度 |

| 学校教育系施設 | |
|---------|--|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校適正規模・適正配置検討委員会を中心に、学校規模の在り方を検討するなかで、平成29年度末に松野南小学校を閉校し、松野西小学校に統合しました。引き続き、統合も視野に適正な数量を検討します。 ・空き教室などの教育施設の総合的な利活用を検討します。 |
| | 品質に関する基本方針 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設や老朽化の進んだ設備の改修を計画的に実施します。 ・ICTを活用した教育を推進します。 ・施設内の事故防止及び防犯に対する安全管理体制を構築します。 |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・設備の省エネ化などによって水道光熱費の削減に努めます。また清掃などの委託費については、コストダウンの方法を検討します。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第5次総合計画（平成28年3月） ・過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） |

5.1.2 町民文化・社会教育系施設

図表 5-2 では、本町が保有する町民文化・社会教育系施設の施設名称、及び基本方針を示します。なお、令和 3 年度において、山村開発町民センター及び文化財整理場については、新庁舎の建設に伴い、コミュニティ機能等を庁舎に統合させることで、施設の集約化を図っています。

図表 5-2：町民文化・社会教育系施設の一覧と方針

| 町民文化・社会教育系施設 | | | | |
|-----------------------------------|--------------|-----|------------------------|--------------|
| 施設数：62 延床面積：10,147 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：コミュニティ施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | コミュニティセンター | 総務課 | 1,570 | 昭和 61 年度 |
| | 山村開発町民センター | 教育課 | 1,286 | 昭和 52 年度 |
| | 中分類：集会施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 豊盛集会所 | 教育課 | 82 | 平成 13 年度 |
| | 豊岡前集会所 | 教育課 | 192 | 平成 12 年度 |
| | 富岡地吉集会所 | 教育課 | 196 | 平成 9 年度 |
| | 富岡久米地集会所 | 教育課 | 82 | 平成 8 年度 |
| | 国木谷集会所 | 教育課 | 82 | 平成 8 年度 |
| | 富岡富民集会所 | 教育課 | 55 | 平成 7 年度 |
| | 豊岡前 5 区集会所 | 教育課 | 65 | 平成 6 年度 |
| | 延野々東組集会所 | 教育課 | 79 | 平成 5 年度 |
| | 豊岡前 7 区集会所 | 教育課 | 65 | 平成 4 年度 |
| | 五郎丸集会所 | 教育課 | 97 | 平成 3 年度 |
| | 豊岡前 3 区集会所 | 教育課 | 43 | 平成元年度 |
| | 鈴井集会所 | 教育課 | 82 | 平成 2 年度 |
| | 鳥居集会所 | 教育課 | 65 | 平成 2 年度 |
| | 奥野川本村集会所 | 教育課 | 45 | 平成 2 年度 |
| | 奥野川多目的共同利用施設 | 教育課 | 117 | 平成元年度 |
| | 磯崎集会所 | 教育課 | 65 | 平成元年度 |
| | 葛川集会所 | 教育課 | 65 | 平成元年度 |

| 町民文化・社会教育系施設 | | | | |
|--------------|-------------|-----|----------|--------------|
| 対象施設 | 中分類：集会施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (㎡) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 天満集会所 | 教育課 | 132 | 平成元年度 |
| | 奥野川下組集会所 | 教育課 | 69 | 昭和 63 年度 |
| | 河之内集会所 | 教育課 | 50 | 昭和 63 年度 |
| | 西の川集会所 | 教育課 | 82 | 昭和 63 年度 |
| | 豊岡後上組集会所 | 教育課 | 105 | 昭和 62 年度 |
| | 上在集会所 | 教育課 | 78 | 昭和 62 年度 |
| | 豊岡前 1 区集会所 | 教育課 | 54 | 昭和 62 年度 |
| | 上目黒集会所 | 教育課 | 82 | 昭和 62 年度 |
| | 延野々住宅組集会所 | 教育課 | 55 | 昭和 56 年度 |
| | 延野々集会所 | 教育課 | 230 | 平成 21 年度 |
| | 蕨生集会所 | 教育課 | 229 | 昭和 55 年度 |
| | 祝井集会所 | 教育課 | 50 | 昭和 56 年度 |
| | 野尻集会所 | 教育課 | 63 | 昭和 53 年度 |
| | 古井谷集会所 | 教育課 | 72 | 昭和 54 年度 |
| | 谷口集会所 | 教育課 | 97 | 昭和 55 年度 |
| | 奥野川中組集会所 | 教育課 | 54 | 昭和 56 年度 |
| | 梁瀬集会所 | 教育課 | 111 | 昭和 53 年度 |
| | 西組集会所 | 教育課 | 96 | 昭和 56 年度 |
| | 奥内集会所 | 教育課 | 64 | 昭和 54 年度 |
| | 小屋の川集会所 | 教育課 | 45 | 昭和 57 年度 |
| | 宮川集会所 | 教育課 | 105 | 昭和 61 年度 |
| | 豊岡後 12 組集会所 | 教育課 | 65 | 昭和 61 年度 |
| | 上家地集会所 | 教育課 | 113 | 昭和 61 年度 |
| | 古市場集会所 | 教育課 | 75 | 昭和 61 年度 |
| | 寺組集会所 | 教育課 | 37 | 昭和 57 年度 |
| | 真土集会所 | 教育課 | 69 | 昭和 58 年度 |
| 奥野川上組集会所 | 教育課 | 69 | 昭和 58 年度 | |
| 豊岡後集会所 | 教育課 | 198 | 昭和 59 年度 | |
| 延行集会所 | 教育課 | 59 | 昭和 60 年度 | |

| 町民文化・社会教育系施設 | | | | |
|--------------|------------------|-----|----------|--------------|
| 対象施設 | 中分類：集会施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (㎡) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 豊岡町営住宅集会所 | 教育課 | 75 | 昭和 60 年度 |
| | 目黒基幹集落センター | 教育課 | 448 | 昭和 57 年度 |
| | 吉野生交流促進センター | 教育課 | 998 | 平成 6 年度 |
| | 豊岡前 4 区集会所 | 教育課 | 69 | 平成 17 年度 |
| | 山の下集会所 | 教育課 | 45 | 昭和 58 年度 |
| | 向井集会所 | 教育課 | 133 | 昭和 47 年度 |
| | 吉野生支所兼吉野生公民館 | 教育課 | 411 | 昭和 49 年度 |
| | 下組集会所 | 教育課 | 82 | 平成元年度 |
| | 中分類：文化施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (㎡) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 目黒ふるさと館 | 教育課 | 217 | 平成 3 年度 |
| | 埋蔵文化財センター | 教育課 | 212 | 平成 23 年度 |
| | 芝不器男記念館 | 教育課 | 413 | 昭和 62 年度 |
| | 河後森城跡 | 教育課 | 44 | 平成 13 年度 |
| | 文化財整理場 | 教育課 | 36 | 平成 3 年度 |
| | 小規模作業施設 やまぶき庵 | 教育課 | 22 | 平成 10 年度 |

| 町民文化・社会教育系施設 | |
|--------------|--|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | <p><コミュニティ施設・集会施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる施設については、周辺の施設を活用することで、集会施設としての機能を果たすことができるかを検討するとともに、人口減少に伴う町民ニーズの変化や利用状況なども踏まえ、整理統合を検討します。 <p><文化施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設は、地域文化の振興に欠かせない施設であるが、維持管理には多額の経費を要する側面もあるため、現状の施設規模を当面維持しつつも効果的かつ選択的な投資を行い、長期的な活用を図ることとする。 |
| | 品質に関する方針 |
| | <p><コミュニティ施設・集会施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館を中心として生涯学習ネットワークを構築し、幅広いニーズに対応した企画の充実を図ることで施設の利用促進を図ります。 <p><文化施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示資料、収蔵資料等に被害が及ばないよう、耐震化や長寿命化を図り、長期にわたり活用できるようにします。 ・芝不器男記念館を中心にイベントを開催するなどして、町内の俳句人口の増加と施設の利用促進を図ります。 ・イベントを開催する際には広域事務組合や近隣市町と連携して行います。 |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・設備の省エネ化などによって水道光熱費の削減に努めます。また清掃などの委託費については、コストダウンの方法を検討します。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第5次総合計画（平成28年3月） ・過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） |

5.1.3 スポーツ・レクリエーション系施設

図表 5-3 では、本町が保有するスポーツ・レクリエーション系施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-3 : スポーツ・レクリエーション系施設の方針

| スポーツ・レクリエーション施設 | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------|---------|---------------------------|-----------------|
| 施設数 : 12 延床面積 : 11,142 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類 : スポーツ施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 松野町健康増進センター | 教育課 | 566 | 昭和 53 年度 |
| | スポーツ交流センター | 教育課 | 1,803 | 平成 4 年度 |
| | 屋内多目的広場 | 教育課 | 1,581 | 平成 12 年度 |
| | 中分類 : レクリエーション施設・観光施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | ふれあい交流館 | ふるさと創生課 | 1,372 | 平成 14 年度 |
| | 虹の森公園施設 | ふるさと創生課 | 3,172 | 平成 8 年度 |
| | 虹の森公園展望休憩所 | ふるさと創生課 | 58 | 平成 11 年度 |
| | 万年荘 | ふるさと創生課 | 530 | 昭和 32 年度 |
| | 吉野西レクリエーション広場休憩所 | ふるさと創生課 | 20 | 昭和 60 年度 |
| | 松丸地区住民レクリエーション広場 | 町民課 | 20 | 昭和 59 年度 |
| | 松野町緑地等利用休養施設 (旧松野温泉) | ふるさと創生課 | 276 | 昭和 51 年度 |
| | 松野町農業公園 | ふるさと創生課 | 1,108 | 平成 15 年度 |
| 滑床養魚場 | ふるさと創生課 | 637 | 平成 4 年度 | |

| スポーツ・レクリエーション施設 | |
|-----------------|--|
| 基本方針 | <p>数量に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設後 30 年以上経過した施設も多く、老朽化が進行している中、厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。 ・将来的に高度利用の必要性や可能性が低いと判断されることが予想される施設については、廃止も含めて施設の活用方法を検討します。 ・松野町緑地等利用休養施設（旧松野温泉）については、廃止も含めて活用方法を検討します。 |
| | <p>品質に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に点検を行い、観光施設や付帯設備の老朽化状況を把握します。点検データを蓄積することで老朽化対策に活用します。改修を行う際は計画的に実施します。 |
| | <p>コストに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設については、多額の施設改修費が必要となります。また、水道光熱費が割高の施設について、運用や設備における省エネ対策なども検討します。 ・指定管理者と連携し、コストの低減を図ります。 |
| | <p>整備予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流館改修事業（令和 4～7 年度） ・屋内多目的広場改修事業（令和 5～7 年度） ・虹の森公園改修事業（令和 3～6 年度） ・万年荘改修事業（令和 6～7 年度） |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度） ・松野町中期財政計画（令和 3 年 5 月） |

5.1.5 産業系施設

図表 5-5 では、本町が保有する産業系施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-5：産業系施設の対象施設と方針

| 産業系施設 | | | | |
|----------------------------------|----------------------|-------|---------------------------|-------------|
| 施設数：13 延床面積：4,490 m ² | | | | |
| 対象施 | 中分類：産業系施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度（主要な建物） |
| | 松野町総合営農指導拠点施設 | 農林振興課 | 2,005 | 平成 11 年度 |
| | 松野町育苗施設 | 農林振興課 | 990 | 平成 10 年度 |
| | 松野町梅加工施設 | 農林振興課 | 329 | 平成 13 年度 |
| | 林業用機械保管倉庫 | 農林振興課 | 113 | 昭和 54 年度 |
| | 目黒共同作業所 | 総務課 | 136 | 昭和 59 年度 |
| | 向井大型作業所 | 町民課 | 341 | 平成元年度 |
| | 豊岡後共同作業所 | 農林振興課 | 90 | 平成 5 年度 |
| | 農山村多面的機能活用施設 | 農林振興課 | 91 | 平成 7 年度 |
| | 山菜等加工創作館 | 農林振興課 | 113 | 平成 2 年度 |
| | 目黒特産品販売所 | 農林振興課 | 42 | 平成 4 年度 |
| | 共同農機具保管施設 | 農林振興課 | 90 | 平成 4 年度 |
| | 田舎みそ加工施設 | 農林振興課 | 68 | 平成 4 年度 |
| | 農産物処理加工施設 (カミナリ漬) | 農林振興課 | 112 | 昭和 58 年度 |
| | 獣肉処理加工施設 | 農林振興課 | 107 | 平成 25 年度 |

| 産業系施設 | |
|-------|--|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | ・農林業施設の効果的な運営を図るとともに、遊休施設等の有効活用を検討します。 ・老朽化が進行した施設は、利用状況やコストを踏まえ、類似施設に統合が可能な場合は統廃合を行い、施設の数量の適正化を行います。 |
| | 品質に関する基本方針 |
| | ・定期点検を行い、老朽化状況を把握することで、予防保全的な維持管理を実施します。 |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 |
| | ・省エネ機器の導入などにより、光熱水費の縮減に努めます。 |
| 整備予定 | ・獣肉処理加工施設改修事業（令和4～7年度） |
| 参考資料 | ・松野町第5次総合計画（平成28年3月） ・過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） |

5.1.6 子育て支援施設

図表 5-6 では、本町が保有する子育て支援施設の施設名称、及び基本方針を示します。なお、吉野生保育園については令和3年度に解体を行い、施設の集約化を図りました。

図表 5-6：子育て支援施設の状況

| 子育て支援施設 | | | | |
|-------------------|---|-----|---------|-------------|
| 施設数：2 延床面積：1,835㎡ | | | | |
| 対象施設 | 中分類：幼稚園・保育園・こども園 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積（㎡） | 建築年度（主要な建物） |
| | 虹の森まつの保育園 | 町民課 | 1,326 | 平成14年度 |
| | 吉野生保育園 | 町民課 | 508 | 昭和50年度 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | ・老朽化が進行している中、厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕を図ります。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | ・定期点検を行って施設の状況を的確に把握し、更新・修繕を計画的に実施します。 | | | |
| 基本方針 | コストに関する基本方針 | | | |
| | ・省エネ機器の導入などにより、光熱水費の縮減に努めます。 | | | |

5.1.7 保健・福祉施設

図表 5-7 では、本町が保有する保健・福祉施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-7：保健・福祉施設の対象施設と方針

| 保健・福祉施設 | | | | |
|---------------------------------|--|-------|------------------------|--------------|
| 施設数：4 延床面積：1,458 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：高齢福祉施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 高齢者共同生活住宅 | 保健福祉課 | 449 | 平成 15 年度 |
| | 中分類：保健施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 保健センター | 保健福祉課 | 501 | 平成 7 年度 |
| | 中分類：その他社会福祉施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 森の国ふれあいセンター | 町民課 | 299 | 昭和 53 年度 |
| | 松野町隣保館 | 町民課 | 208 | 昭和 50 年度 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | ・施設の老朽化が進行する中、維持修繕により安全性を確保しつつ、大規模改修、建て替え等、施設の更新について検討を行います。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | ・定期点検を実施することで、老朽化を把握し、予防保全的な維持管理を行います。 ・施設のバリアフリーを進めます。 | | | |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 | | | |
| | ・省エネ機器の導入などにより、光熱水費の縮減に努めます。 | | | |
| 参考資料 | ・保健センター等施設整備事業 (令和 4～7 年度) | | | |
| | ・松野町隣保館建設事業 (令和 7 年度) | | | |
| | ・松野町第 5 次総合計画 (平成 28 年 3 月) ・過疎地域持続的発展計画 (令和 3 年度～令和 7 年度) ・松野町中期財政計画 (令和 3 年 5 月) | | | |

5.1.8 医療施設

図表 5-8 では、本町が保有する医療施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-8：医療施設の対象施設と方針

| 医療施設 | | | | |
|---------------------------------|---|-------|------------------------|--------------|
| 施設数：5 延床面積：2,100 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：医療施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 中央診療所 | 中央診療所 | 1,648 | 平成 7 年度 |
| | 吉野診療所 | 中央診療所 | 72 | 昭和 63 年度 |
| | 谷口診療所 | 中央診療所 | 144 | 昭和 30 年度 |
| | 目黒診療所 | 中央診療所 | 67 | 昭和 57 年度 |
| | 中央診療所医師住宅 | 中央診療所 | 170 | 昭和 57 年度 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | ・昭和 30 年代に建設されている施設もあり、老朽化が進んでいるため、安全性を確保するために今後も利用が見込まれる施設については、改修や更新を検討します。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | ・かかりつけ医（医療機関）としての中央診療所の診察体制の充実と健全経営を図るとともに、在宅医療の充実に取り組みます。 | | | |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 | | | |
| | ・省エネ機器の導入などにより、光熱水費の縮減に努めます。 | | | |
| 参考資料 | ・診療所等施設整備事業（令和 4～7 年度） | | | |
| | ・医師住宅改修事業（令和 4～7 年度） | | | |
| 参考資料 | ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） | | | |
| | ・過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度） | | | |

5.1.9 行政系施設

図表 5-9 では、本町が保有する行政系施設の施設名称、及び基本方針を示します。なお松野町役場は令和 3 年度に建て替えが完了しているほか、松丸分団詰所は、新庁舎へ集約化を図り、また、防災無線中継局については、防災無線の廃止に伴い解体撤去を行っています。吉野生支所は、吉野生公民館との複合施設のため、吉野生支所兼吉野生公民館として図表 5-2 の集会施設に分類しています。

図表 5-9 行政系施設の対象施設と方針

| 行政系施設 | | | |
|----------------------------------|--------------|----------|------------------------|
| 施設数：12 延床面積：1,738 m ² | | | |
| 対象施設 | 中分類：庁舎等 | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) |
| | 松野町役場 | 総務課 | 1,447 |
| | 吉野生支所兼吉野生公民館 | ※集会施設に分類 | |
| | 中分類：消防施設 | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) |
| | 防災無線中継局 | 防災安全課 | 4 |
| | 松丸分団詰所 | 防災安全課 | 16 |
| | 松丸分団ポンプ車庫 | 防災安全課 | 21 |
| | 延野々消防車庫 | 防災安全課 | 20 |
| | 豊岡後消防車庫 | 防災安全課 | 20 |
| | 豊岡前消防車庫 | 防災安全課 | 20 |
| | 富岡消防車庫 | 防災安全課 | 20 |
| | 目黒消防車庫 | 防災安全課 | 34 |
| 吉野消防車庫 | 防災安全課 | 26 | |
| 蕨生消防車庫兼詰所 | 防災安全課 | 54 | |
| 奥野川消防車庫兼詰所 | 防災安全課 | 56 | |
| | | | 建築年度 (主要な建物) |
| | | | 昭和 36 年度 |
| | | | 昭和 59 年度 |
| | | | 昭和 61 年度 |
| | | | 昭和 61 年度 |
| | | | 昭和 50 年度 |
| | | | 昭和 51 年度 |
| | | | 昭和 54 年度 |
| | | | 昭和 54 年度 |
| | | | 平成 26 年度 |
| | | | 昭和 58 年度 |
| | | | 平成 27 年度 |
| | | | 平成 28 年度 |

| 行政系施設 | |
|--------------------------------------|---|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | ・役場庁舎は築 50 年を超え、老朽化が進んでいるため、新庁舎の整備を進めます。 |
| | 品質に関する基本方針 |
| | ・現庁舎は耐震基準を満たしていないため、新庁舎を整備し、災害時には対策拠点として機能させます。 |
| | ・消防団や自主防災組織と連携して、消防施設の維持管理を行います。 |
| | コストに関する基本方針 |
| ・新庁舎の建設については、基金の積み立てを行うなど、財源確保に努めます。 | |
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び防災拠点施設建設事業（令和 3 年～4 年度） ・吉野生支所建設事業（令和 5 年度） |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度） ・松野町中期財政計画（令和 3 年 5 月） |

5.1.10 公営住宅

図表 5-10 では、本町が保有する公営住宅の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-10：公営住宅の対象施設と方針

| 公営住宅 | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|-----------------------|-------------|
| 施設数：29 延床面積：13,876 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：公営住宅 ※建築年度については、最も古い年度にしています。（ただし倉庫などの付帯設備は除く） | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積（m ² ） | 建築年度（主要な建物） |
| | 蕨生団地 | 建設環境課 | 89 | 昭和 30 年度 |
| | 吉野西団地 | 建設環境課 | 135 | 平成 15 年度 |
| | 吉野町団地 （若者定住促進住宅） | 建設環境課 | 50 | 平成 8 年度 |
| | 延野々団地 （若者定住促進住宅） | 建設環境課 | 852 | 平成 8 年度 |
| | 吹野々団地 （若者定住促進住宅） | 建設環境課 | 265 | 平成 8 年度 |
| | 吉野西団地（旧 2 種） | 建設環境課 | 166 | 平成 7 年度 |
| | 吉野西団地（旧 1 種） | 建設環境課 | 451 | 平成元年度 |
| | 目黒団地 | 建設環境課 | 279 | 昭和 62 年度 |
| | 豊岡団地（1 種） | 建設環境課 | 286 | 平成 4 年度 |
| | 豊岡団地（2 種） | 建設環境課 | 299 | 平成 5 年度 |
| | 豊岡団地（1 種） | 建設環境課 | 567 | 平成元年度 |
| | 豊岡団地（1 種） | 建設環境課 | 552 | 昭和 61 年度 |
| | 豊岡団地（2 種） | 建設環境課 | 758 | 昭和 59 年度 |
| | 豊岡団地（2 種） | 建設環境課 | 379 | 昭和 60 年度 |
| | 国木谷団地（旧 1 種） | 建設環境課 | 93 | 昭和 28 年度 |
| | 延野々団地（1 種） | 建設環境課 | 148 | 昭和 31 年度 |
| | 新生団地（旧 2 種） | 建設環境課 | 119 | 昭和 62 年度 |
| | 第二団地（2 種） | 建設環境課 | 280 | 昭和 63 年度 |
| 延野々団地（教員住宅 1） | 建設環境課 | 342 | 昭和 47 年度 | |
| 延野々団地（教員住宅 2） | 建設環境課 | 178 | 昭和 46 年度 | |
| 延野々団地（教員住宅 3） | 建設環境課 | 126 | 昭和 38 年度 | |

| 公営住宅 | | | | |
|------|--|-------|---------|-------------|
| 対象施設 | 中分類：公営住宅 ※建築年度については、最も古い年度にしています。（ただし倉庫などの付帯設備は除く） | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積（㎡） | 建築年度（主要な建物） |
| | 吉野団地（教員住宅） | 建設環境課 | 101 | 昭和 45 年度 |
| | 目黒団地（教員住宅） | 建設環境課 | 113 | 昭和 39 年度 |
| | 松丸第二団地 | 建設環境課 | 2,091 | 昭和 50 年度 |
| | 松丸第一団地 | 建設環境課 | 1,382 | 昭和 53 年度 |
| | 窪田団地 | 建設環境課 | 526 | 昭和 56 年度 |
| | 豊岡団地 | 建設環境課 | 2,163 | 昭和 53 年度 |
| | 定住促進住宅 | 建設環境課 | 319 | 平成 28 年度 |
| | 松丸定住促進住宅 （単身用） | 建設環境課 | 262 | 平成 29 年度 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の長期入居者に対して、住宅の払い下げを検討します。 ・多様な住宅ニーズに対応した、自由度の高い定住住宅を整備します。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅マスタープランに基づいて老朽化した町営住宅の改築や補修、用途廃止等を計画的に実施し、住環境を整備します。 | | | |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 | | | |
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅修繕・改善事業（令和 4～12 年度） | | | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・松野町公営住宅等長寿命化計画（令和 3 年 2 月） | | | |

5.1.11 公園

図表 5-11 では、本町が保有する公園の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-11：公園の対象施設と方針

| 公園 | | | | | |
|---|---|---------|------------------------|----------------------------|-----------------|
| 施設数：5 敷地面積：42,454 m ² 付随施設延床面積：53 m ² | | | | | |
| 対象施設 | 中分類：公園 | | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 敷地面積 (m ²) | 付随施設延床面積 (m ²) | 建築年度 (主な付随施設名称) |
| | 松野町河川公園 | ふるさと創生課 | 5,356 | 30 | 平成7年度 (展望休憩所 外) |
| | 松野町奥内農村公園 | 農林振興課 | 1,418 | 6 | 平成6年度 (公衆便所) |
| | 伊井公園 | 建設環境課 | 25,300 | 10 | 平成元年度 (公衆便所) |
| | 文珠公園 | 建設環境課 | 1,830 | 6 | 平成4年度 (公衆便所) |
| | 天ヶ滝公園 | 建設環境課 | 8,550 | 1 | 平成4年度 (公衆便所) |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | | |
| | ・利用の少ない広場やグラウンドの活用方法を検討し、利用率の改善を図ります。 | | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | | |
| | ・観光客がメインに利用する公園は町が管理し、町民を対象とした公園等は地元が管理するといった役割分担を行い、公園の管理体制を見直します。 | | | | |
| | ・利用者のモラル向上のための啓発活動に取り組むとともに、日常の管理を徹底して環境美化に努めます。 ・公園の遊戯施設については、定期的に劣化点検や施設点検を行い、適切な修繕・更新を行います。 | | | | |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 | | | | |
| | ・シルバー人材やボランティア団体などに公園の管理を委託するなど、維持管理にかかるコストの低減について検討を行います。 | | | | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第5次総合計画（平成28年3月） ・過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度） | | | | |

5.1.12 供給処理施設

図表 5-12 では、本町が保有する供給処理施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-12：供給処理施設の対象施設と方針

| 供給処理施設 | | | | |
|-------------------------------------|--|-------|---------------------------|-------------|
| 施設数：2 延床面積：85 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：供給処理施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度（主要な建物） |
| | リサイクルセンター | 建設環境課 | 76 | 平成 8 年度 |
| | 使用済み乾電池保管庫 | 建設環境課 | 9 | 平成 28 年度 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | ・対象施設は、清掃作業員事務所及び資源ごみの保管を行うために設置された施設であるため、基本的に現状を維持します。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | ・今後も継続して使用するために定期点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。 | | | |
| | コストに関する基本方針 | | | |
| ・計画的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 | | | | |

5.1.13 その他施設

図表 5-13 では、本町が保有するその他施設の施設名称、及び基本方針を示します。

図表 5-13：その他施設の対象施設と方針

| その他施設 | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|---------|---------------------------|-------------|
| 施設数：15 延床面積：3,419 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：その他施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度（主要な建物） |
| | 旧松野南小学校 | 総務課 | 1,798 | 昭和 60 年度 |
| | 目黒共同作業所 | 総務課 | 136 | 昭和 59 年度 |
| | 木工工作所 (旧老人憩いの家) | 総務課 | 45 | 平成 3 年度 |
| | 倉庫 (旧タバコ乾燥場) | 総務課 | 627 | 平成 2 年度 |
| | 直営班事業所 | 建設環境課 | 484 | 平成 4 年度 |
| | 滑床公衆便所 (キャンプ場) | ふるさと創生課 | 31 | 平成 5 年度 |
| | 滑床出合滑公衆便所 | ふるさと創生課 | 6 | 平成 3 年度 |
| | 滑床駐車場便所 (第 1 駐車場) | ふるさと創生課 | 30 | 平成 2 年度 |
| | 滑床レクリエーション広場便 所 (第 2 駐車場) | ふるさと創生課 | 37 | 平成 4 年度 |
| | 俳句の小径休憩所・便所 | 教育課 | 32 | 平成元年度 |
| | 日平鉱泉場 | ふるさと創生課 | 32 | 昭和 51 年度 |
| | 日平鉱泉浴場 | ふるさと創生課 | 25 | 昭和 51 年度 |
| | 県境休憩所・トイレ | ふるさと創生課 | 34 | 平成 28 年度 |
| | 雪輪の滝休憩所 | ふるさと創生課 | 72 | 平成 28 年度 |
| | 吉野生山村広場付帯施設 | 吉野生支所 | 31 | 昭和 63 年度 |

| その他施設 | |
|-------|--|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | ・基本的には現状維持とします。 |
| | 品質に関する基本方針 |
| | ・今後も継続して使用するために定期点検を実施し、予防保全的な維持管理に努めます。 |
| 基本方針 | コストに関する基本方針 |
| | ・公衆便所などは、公園施設など同様に、シルバー人材やボランティア団体などに管理を委託するなどし、維持管理にかかるコストの低減を図ります。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・松野町中期財政計画（令和 3 年 5 月） |

第 2 節 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

5.2.1 町道

図表 5-14 では、本町が保有する町道の状況、及び基本方針を示します。

図表 5-14：町道の状況と方針

| 町道 | | |
|--|---|-----------|
| | 実延長 (m) | 道路部面積 (㎡) |
| 1 級町道 | 13,816 | 94,775 |
| 2 級町道 | 34,844 | 211,137 |
| その他の町道 | 102,976 | 457,980 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | |
| | ・高齢者や障がい者・子どもなどが安全に安心して通行できるように、歩道の新設や改良等の道路環境整備を推進します。 | |
| | 品質に関する基本方針 | |
| | ・町道全路線において緊急時にも自動車がスムーズに通行できる幅員と線形の確保を行います。 | |
| | ・国・県が推進する長寿命化推進事業を活用し、既存の道路と橋梁などの老朽化対策を実施します。 | |
| | ・道路のパトロールを徹底し、危険箇所の補修には迅速に対応します。 | |
| ・交通安全協会等の関係機関と協議及び連携を図りながら、カーブミラーやガードレール、道路標識の設置や補修を行うなどの安全確保の対策を進めます。 | | |
| コストに関する基本方針 | | |
| ・貴重な財源を効果的に活用するため、交通量や緊急度に基づいた町道整備長期計画を策定し、計画的な管理を行います。 | | |

| 町道 | |
|------|---|
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・町道上家地線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道五郎丸本村線改良事業（令和 3～7 年度） ・町道三原線改良事業（令和 3～7 年度） ・町道延野々線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道上目黒浅辺線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道藤の又線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道葛川富岡線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道延行線改良事業（令和 3～7 年度） ・町道極楽線改良事業（令和 4～7 年度） ・町道五郎丸中島線舗装修繕事業（令和 3～7 年度） ・町道松丸富岡線舗装修繕事業（令和 3～7 年度） ・町道西祝井線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道窪田宮川線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道松丸中央線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道大門橋線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道奥野川遊鶴羽線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道上家地線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道野尻沖台支線舗装修繕事業（令和 4～7 年度） ・町道滝の平線法面对策事業（令和 3～7 年度） ・町道延野々吉野線法面对策事業（令和 4～7 年度） ・町道舗装修繕事業 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度） ・松野町中期財政計画（令和 3 年 5 月） |

5.2.2 橋梁

図表 5-15 では、本町が保有する橋梁の状況、及び基本方針を示します

図表 5-15：橋梁の状況と方針

| 橋梁 | | | | |
|---|--|-----|---------|----------|
| 対象施設 | 種別 | 橋数 | 実延長 (m) | 橋梁面積 (㎡) |
| | 町道 | 117 | 1,728 | 9,162 |
| | 林道 | 8 | 69 | 379 |
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 | | | |
| | ・高齢者や障がい者・子どもなどが安全に安心して通行できるように、歩道の新設や改良等の道路環境整備を推進します。 | | | |
| | 品質に関する基本方針 | | | |
| | ・町道全路線において緊急時にも自動車がスムーズに通行できる幅員と線形の確保を行います。 | | | |
| | ・国・県が推進する長寿命化推進事業を活用し、既存の道路と橋梁などの老朽化対策を実施します。 | | | |
| | ・道路のパトロールを徹底し、危険箇所の補修には迅速に対応します。 | | | |
| | ・交通安全協会等の関係機関と協議及び連携を図りながら、カーブミラーやガードレール、道路標識の設置や補修を行うなどの安全確保の対策を進めます。 | | | |
| ・基幹林道をはじめとする林道・作業道の整備や、高性能の作業機械の導入を進め、林業経営の効率化を図ります。 | | | | |
| コストに関する基本方針 | | | | |
| ・貴重な財源を効果的に活用するため、交通量や緊急度に基づいた町道整備長期計画を策定し、計画的な管理を行います。 | | | | |

| 橋梁 | |
|------|--|
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁点検事業（令和 3～7 年度） ・橋梁長寿命化改修事業（令和 3～7 年度） ・豊松橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・宮乃橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・小尻橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・面田橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・駄馬橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・胡麻尻橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・一ノ又奥橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・真土橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・大門橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・浅辺橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・中組橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・薬師橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・古田池橋橋梁修繕事業（令和 3～7 年度） ・一の瀬橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・葛川沈下橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・大本橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・梅ノ木橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・天神橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・聖橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・天神小橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・宮の脇橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・宮田 1 号橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） ・宮川橋橋梁修繕事業（令和 4～7 年度） |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・松野町中期財政計画（令和 3 年 5 月） ・松野町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年度） |

5.2.3 農道

図表 5-16 では、本町が保有する農道の状況、及び基本方針を示します。

図表 5-16 農道の状況と方針

| 農道 | | |
|------|---|--------|
| 対象施設 | 路線数 | 延長 (m) |
| | | 22 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の改修に関する支援及び対策の検討を行います。 ・定期的な点検・診断を行い、老朽化状況を把握することに努めます。 ・農道修繕計画等に基づき、計画的な維持管理を行うことでライフサイクルコストの縮減を図ります。 | |

5.2.4 林道

図表 5-17 では、本町が保有する林道の状況、及び基本方針を示します。

図表 5-17 林道の状況と方針

| 林道 | | |
|------|---|--------|
| 対象施設 | 路線数 | 延長 (m) |
| | | 31 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹林道をはじめとする林道・作業道の整備や、高性能の作業機械の導入を進め、林業経営の効率化を図ります。 ・林道橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、予防保全型の維持管理を推進することでライフサイクルコストの縮減を図ります。 | |
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林基幹林道延野々遊鶴羽線開設事業（令和 3～7 年度） ・森林基幹林道豊岡宮川線開設改良事業（令和 3～7 年度） | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月） ・過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度） | |

5.2.5 ため池及び農業水利施設

図表 5-18 では、本町が保有するため池及び農業水利施設の状況、及び基本方針を示します。

図表 5-18 ため池及び農業水利施設の状況と方針

| ため池 | |
|--------|--|
| 対象施設 | 対象数 58 か所 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全及び有効活用を図るため、ため池・用排水路・農道等の整備やほ場整備事業等による農業生産基盤の充実を推進します。 ・災害等による農地の崩壊及び農業用施設の損壊防止のため、農地保全対策・ため池等改修・防災施設整備などの事業を推進します。 |
| 整備予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ため池整備事業（N = 1・梁瀬下池） ・中山間地域総合整備事業（ため池等整備事業 N = 2・奥田下池、菰僧池） |
| 農業水利施設 | |
| 対象施設 | 農業水利施設（揚排水機場、頭首工、用排水路） |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業・農村の持つ多面的な機能を果たすため、農業水利施設の定期的な点検・診断等により施設状況の正確な把握に努め、適切な維持管理を推進します。 |

第 3 節 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

5.3.1 上水道（簡易水道）施設

上水道（簡易水道）施設は、本町的生活用水として、町民その他の需要者に供給するための施設として設置します。図表 5-19 では上水道施設の状況、及び基本方針を示します。

図表 5-19：上水道施設の状況と方針

| 上水道施設 | | | | |
|--------------------------------|------------|-------|------------------------|--------------|
| 施設数：14 延床面積：138 m ² | | | | |
| 対象施設 | 中分類：簡易水道施設 | | | |
| | 施設名称 | 所管課 | 延床面積 (m ²) | 建築年度 (主要な建物) |
| | 松丸浄水場 | 建設環境課 | 5 | 昭和 29 年度 |
| | 豊岡後浄水場 | 建設環境課 | 7 | 昭和 51 年度 |
| | 豊岡前浄水場 | 建設環境課 | 9 | 昭和 57 年度 |
| | 川の内ポンプ室 | 建設環境課 | 3 | 昭和 57 年度 |
| | 富岡浄水場 | 建設環境課 | 2 | 昭和 57 年度 |
| | 目黒浄水場 | 建設環境課 | 13 | 昭和 49 年度 |
| | 奥野川第 1 浄水場 | 建設環境課 | 17 | 平成 2 年度 |
| | 葛川浄水場 | 建設環境課 | 18 | 平成 10 年度 |
| | 遊鶴羽共同浄水場 | 建設環境課 | 2 | 昭和 60 年度 |
| | 水道資材倉庫 | 建設環境課 | 34 | 平成 2 年度 |
| | 小屋の川ポンプ室 | 建設環境課 | 6 | 昭和 46 年度 |
| | 榎谷ポンプ室 | 建設環境課 | 3 | 平成 4 年度 |
| | 奥野川第 2 浄水場 | 建設環境課 | 13 | 平成 4 年度 |
| 葛川高区ポンプ室 | 建設環境課 | 6 | 平成 10 年度 | |

| 上水道施設 | |
|-------|---|
| 基本方針 | 数量に関する基本方針 |
| | ・水道施設は町民の生活を支える重要な施設であるため、原則現状維持とします。 |
| | 品質に関する基本方針 |
| | ・水道配管の漏水調査を実施するとともに、地震災害に備え老朽化した設備や配管の管路更新に取り組みます。 |
| 整備予定 | コストに関する基本方針 |
| | <p>・水源の確保と水道水の安定供給のため、簡易水道の統合計画に基づく計画的な管理運営を実施します。</p> <p>・将来的な水道料金の試算や施設整備の費用など、将来的な水道事業の収支バランスを分析し、健全な簡易水道特別会計の経営に努めます。</p> |
| 参考資料 | <p>・松野町第 5 次総合計画（平成 28 年 3 月）</p> <p>・松野町水道事業経営戦略（平成 31 年 3 月）</p> |

第 6 章 おわりに

第 1 節 本計画のまとめ

本計画により、建物計公共施設、土木系公共施設、企業会計施設それぞれについて、将来の更新費用や投資的経費が明らかになり、将来の財政運営を行う上での検討課題が浮かんできました。これら課題に対して、地方債の発行及び施設等の適正配置や適正管理を行い、また基金の切り崩し等を行うことによって、財源を賅っていく必要があります。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、将来の利用者予測などを取り入れ、適正な配置を行い、コスト削減を図る必要があります。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コスト削減を図る必要があります。

企業会計施設については、将来の利用者を予測し、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努める必要があります。

これらの見直しを計画的かつ継続的に持続し、より良い公共施設の有り方を目指していく必要が有ります。

第 2 節 今後について

計画推進に向けて

本計画では、国より求められていた、個別の施設ごとの具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画や長寿命化計画を策定したうえで、各計画の内容を反映し改訂を行いました。

公共施設マネジメントを実現するためには、町民などの利用者や有識者の意見も取り入れながらより具体的に進めていく必要があるため、所管課において計画の進行管理、マネジメントを行っていきます。また、5 年ごとにローリング¹¹を行い、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

また、各施設のコストや利用者状況、老朽化状況、資産の移動状況などを把握するために、資産の情報を網羅した固定資産台帳を活用し、町の保有する資産を一元管理及び庁内の情報共有を図っていくこととします。

¹¹ 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、定期的に行っていくこと。

参考文献等

1. 地震調査研究推進本部 長期評価による地震発生確率値の更新について 令和4年1月13日
2. 第5次松野町総合計画（平成28年3月）
3. 松野町公共施設個別施設計画（令和3年3月）
4. 過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）
5. 第2次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）
6. 第2次松野町人口ビジョン（令和2年3月）
7. 松野町地方財政状況調査票（平成23年度～令和2年度）
8. 松野町決算状況カード（平成18年度～令和元年度）
9. 松野町中長期財政計画(令和3年5月)
10. 松野町橋梁長寿命化修繕計画（平成30年度）
11. 松野町公営住宅等長寿命化計画（令和3年2月）
12. 松野町学校施設長寿命化計画（令和3年3月）
13. 松野町水道事業経営戦略（平成31年3月）
14. 令和2年国勢調査
15. 総務省 公共施設等更新費用試算ソフト ver.2.10
16. 建築リニューアル支援協会 建築・設備の日常点検項目
17. JFME13 マニュアル（試行版）
18. 総解説ファシリティマネジメント
19. 総解説ファシリティマネジメント追補版